

児童労働の世界推計：
推計結果と趨勢、2012~2016 年

日本語版: 児童労働の世界推計: 推計結果と趨勢、2012～2016 年
ISBN: 978-92-2-831350-5 (ウェブ PDF 版)

日本語版 2017 年

英語版: Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016
International Labour Organization (ILO), Geneva, 2017
ISBN: 978-92-2-130152-3 (print) 978-92-2-130153-0 (web pdf) 978-92-2-130162-2 (epub)

フランス語版: Estimations mondiales du travail des enfants: résultats et tendances 2012-2016
978-92-2-230938-2 (print) 978-92-2-230946-7 (web pdf), 978-92-2-230947-4 (epub)

スペイン語版: Estimaciones mundiales sobre el trabajo infantil: Resultados y tendencias 2012-2016
978-92-2-331046-2 (print) 978-92-2-331047-9 (web pdf) 978-92-2-331048-6 (epub)

ILO 刊行物中の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当事者の法的状態又はその境界の決定に関する ILO のいかなる見解をも示すものではない。

署名のある論文、研究報告及び寄稿文の見解に対する責任は原著者のみが負い、ILO による刊行は、文中の見解に対する ILO の支持を表すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及は ILO の支持を意味するものではなく、また、企業名、商品名又は製造過程への言及がなされていないことは ILO の不支持を表すものではない。

ILO の刊行物及び電子媒体は、ILO のウェブサイト www.ilo.org/publns から入手可能。

Printed in Japan

目次

概要.....	4
序論.....	10
第1部：世界推計と趨勢	13
1.1 世界推計の主な結果.....	13
1.2 地域別の構図	17
1.3 児童労働と国民所得	21
1.4 児童労働の特徴：経済部門と就労形態	23
1.5 年齢別特徴	27
1.6 ジェンダー別特徴.....	31
1.7 家事への関与	33
1.8 児童労働と教育	36
第2部：2025年までの道のり	37
2.1 政策対応の構築	38
2.2 年齢、ジェンダー、地域の考慮.....	40
2.3 知識基盤の構築	41
2.4 国際協力とパートナーシップ	41
附録：方法論	43
文末脚注	47

概要

表 1

世界推計結果の概観			就業している子ども (employed children)		うち:児童労働に従事する子ども (children in SL)		うち:危険有害労働に従事する子ども (children in hazardous work)	
			2012	2016	2012	2016	2012	2016
世界 (5~17 歳)		数(千人)	264 427	218 019	167 956	151 622	85 344	72 525
		割合(%)	16.7	13.8	10.6	9.6	5.4	4.6
年齢層別	5~14 歳	数(千人)	144 066	130 364	120 453	114 472	37 841	35 376
		割合(%)	11.8	10.6	9.9	9.3	3.1	2.9
	15~17 歳	数(千人)	120 362	87 655	47 503	37 149	47 503	37 149
		割合(%)	33.0	24.9	13.0	10.5	13.0	10.5
男女別 (5~17 歳)	男子	数(千人)	148 327	123 190	99 766	87 521	55 048	44 774
		割合(%)	18.1	15.0	12.2	10.7	6.7	5.5
	女子	数(千人)	116 100	94 829	68 190	64 100	30 296	27 751
		割合(%)	15.2	12.4	8.9	8.4	4.0	3.6
地域別 (5~17 歳)	アフリカ	数(千人)	--	99 417	--	72 113	--	31 538
		割合(%)	--	27.1	--	19.6	--	8.6
	南北アメリカ	数(千人)	--	17 725	--	10 735	--	6 553
		割合(%)	--	8.8	--	5.3	--	3.2
	アジア太平洋	数(千人)	129 358	90 236	77 723	62 077	33 860	28 469
		割合(%)	15.5	10.7	9.3	7.4	4.1	3.4
	欧州・中央	数(千人)	--	8 773	--	5 534	--	5 349
		割合(%)	--	6.5	--	4.1	--	4.0
	アジア	数(千人)	--	1 868	--	1 162	--	616
		割合(%)	--	4.6	--	2.9	--	1.5
	アラブ諸国	数(千人)	--	--	--	--	--	--
		割合(%)	--	--	--	--	--	--

持続可能な開発目標（SDGs）には、児童労働に終止符を打つという世界的な約束を新たにすることが含まれている。SDG のターゲット 8.7 は、具体的に国際社会に以下を呼びかけている。

強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

本報告書は、児童労働の世界推計に関し、ILO が 4 年ごとに発表する報告書シリーズの第 5 弾として、児童労働に終止符を打つというこの約束の実現に向け、我々がどれだけの前進を遂げたか、また、前途にどれだけの道のりが残っているかを取りまとめたものである。本報告書では、今日の世界における児童労働の規模や主な特徴とともに、世界の児童労働にまつわる状況の時系列的な変化について述べる。また、2025 年までに目標を達成するための取り組みの鍵を握る政策優先課題についても検討する。本報告書と、その基盤をなす世界推計作業は、持続可能な開発目標のターゲット 8.7 の達成に向けた進捗状況の測定、監視を趣旨とする「8.7 連合」に基づく幅広い関係機関間の連携の一環をなすものである。

2016 年の推計は、実質的な前進と、取り組みが不十分な部分をともに示す結果となっている。ILO が児童労働の監視を開始した 2000 年以來の 16 年間で、児童労働には劇的な減少が見られる。しかし、2025 年までに児童労働に終止符を打つという野心的な目標の達成に向け、まさに大幅な加速が必要となっている最近の 4 年間に、減少のペースがかなり低下していることも分かる。つまり、我々は自分たちの望む世界から依然として大きくかけ離

れているのである。事実、1億5,200万人の子どもたちが引き続き児童労働に従事し、しかもそのほぼ半数は最悪の形態に属しているのである。

世界的な数字

児童労働に終止符を打つことは、依然として解決の難しい課題である。全世界で女子6,400万人、男子8,800万人の計1億5,200万人の子どもが児童労働に従事しているが、これは全世界の子ども全体のほぼ10人に1人に相当する。児童労働に従事している子どものほぼ半数（絶対数で7,300万人）は、健康や安全、道徳的発達を直接的に危険に晒す危険有害労働に従事している。児童労働とその他の認められた子どもの雇用形態の両方を含む幅広い概念である、就業している子どもの数は、2億1,800万人に上る。

時系列的な全体像を見ると、我々は正しい方向に進んでいることが分かる。児童労働は2012年から2016年にかけて減少しているが、これはILOが世界推計の公表を始めた2000年から続く趨勢である。2000年からの16年間を見ると、児童労働に従事する子どもの数は9,400万人純減している。同時期に、危険有害労働に従事する子どもの数も半分超減少した。2016年の就業している子どもの数は、対2000年で1億3,400万人近く減っている。このように、児童労働との闘いでは実質的な前進が見られ、今後の取り組みに向けた重要な基盤ができ上がっている。

しかし、2012年から2016年にかけて、前進の速度は鈍化している。最近の4年間だけを見ると、前進が目に見えて減速していることが分かる。2012年から2016年までの児童労働者数の減少幅は1,600万人と、2008年から2012年に記録された4,700万人という減少幅の3分の1にとどまっている。相対的な尺度で児童労働に従事する子どもの割合の減少幅を見ても、それ以前の4年間の3ポイントに比し、2012年から2016年の減少幅はわずか1ポイントにすぎない。危険有害労働に従事する子どもの減少についても、同じような鈍化が見られる。

2025年までにあらゆる形態の児童労働をなくすという約束を守るためには、さらに取り組みを加速させねばならない。2012年から2016年までに達成された前進のペースに基づき、単純に今後の前進を予測すると（趨勢型シナリオ）、2025年の時点でも1億2,100万人の子どもが児童労働を続け、うち5,200万人が危険有害労働に従事する計算になる。同様の試算によれば、2008年から2012年までのペース（現在までの記録で最も速いもの）を維持したとしても、児童労働をなくすにはとうてい十分ではない。我々が正しい方向に進んでいることは間違いないが、2025年までに児童労働ゼロを達成するためには、その動きを大きく加速する必要がある。

地域別の数字

児童労働に従事する子ども10人のうち9人は、アフリカ地域とアジア太平洋地域にいる。アフリカは、児童労働に従事する子どもの割合（5分の1）で見ても、絶対数（7,200万人）で見ても、世界で児童労働が最も広がっている地域である。アジア太平洋は、どちらの尺度で見てもアフリカに次いでおり、児童労働に従事する子どもは全体の7%、絶対数で6,200万人となっている。残りの児童労働人口の内訳は、南北アメリカが1,100万人、欧州・中央アジアが600万人、アラブ諸国が100万人である。

全世界で児童労働に終止符を打つためには、アフリカで突破口を見出すことが欠かせない。2016年の推計によると、地域区分として2012年について比較可能な推計のあるサハラ以南

アフリカでは、その他の主要地域で児童労働の減少が続いているのとは対照的に、また、アフリカ各国政府が児童労働対策に焦点を絞った政策を数多く導入しているにもかかわらず、2012年から2016年にかけて児童労働が増加していることが分かる。この後退は主として、幅広い経済的、人口動態的諸力が政府の取り組みに反する作用を及ぼしているためと見られるが、この点についてはさらに調査が必要である。

児童労働と紛争や災害の状況との間には、強い相関関係がある。 アフリカは、紛争や災害によって最も大きな影響を受けている地域のひとつであり、これによって児童労働の危険性も高まっている。事実、武力紛争の影響を受けている国における児童労働の発生率は、世界平均を77%上回っており、危険有害労働の発生率も世界平均を50%上回っている。この状況は、人道援助において、また、再建・復興期において、児童労働を優先課題とすることの重要性を物語っており、政府や労使団体、人道援助機関にはすべて、この関連で果たすべき重要な役割がある。

児童労働の特徴

農業部門は、児童労働の圧倒的に大きな割合を占めている。 農業部門は児童労働全体の71%を占め、これに従事している子どもは1億800万人に達する。農業における児童労働は主として、自給自足農業、商業的農業及び牧畜に関連するものである。こうした労働はそれ自体、危険で有害な性質を持っていたり、危険で有害な状況で行われたりすることが多い。サービス業と工業部門で児童労働に従事する子どもはそれぞれ2,600万人と1,800万人であるが、気候変動によって農家の人々が都市部に避難を余儀なくされるといった要因により、いくつかの地域では今後、これら部門での児童労働が増える公算が大きい。

ほとんどの児童労働は家庭内で生じている。 児童労働に従事する子どものうち3分の2超は、寄与的家族従業者として働いており、賃金労働と自営業は児童労働者のそれぞれ27%と4%を占めるにすぎない。こうした数字は、今日の世界における児童労働の性質に関し、より幅広い重要な点を明らかにしている。それは、児童労働に従事する子どものほとんどが、第三者である使用者との雇用関係ではなく、家族経営の農場や家族企業で働いているということである。よって、家族が子どもの労働に依存している現状を把握し、これに取り組むことは、児童労働の終焉に向けたさらに幅広い前進を図るうえで欠かせない。

子どもの強制労働には、特別の注意を払う必要がある。 「現代の奴隷制の世界推計」の2016年の推計によると¹、18歳未満の子ども約430万人が強制労働に従事しているが、これは全世界の強制労働の被害者2,480万人の18%に相当する。この推計には、性的搾取目的の強制労働に服する子ども100万人、その他の労働搾取形態の強制労働に服する子ども300万人、国家当局による強制労働に服している子ども30万人が含まれる。子どもが危険有害な労働条件の影響、及び強制や処罰の恐れ、自由の欠如によるトラウマの両方に苦しむこの極端な児童労働の形態については、政府と国際社会が緊急の対策を講じる必要がある。

その他の主な調査結果

児童労働と国民所得

児童労働は低所得国で最も多く見られるが、決して低所得国だけの問題ではない。児童労働の比率は低所得国で最も高く、19%となっている。これに対し、下位中所得国の児童労働率は9%、上位中所得国では7%、高所得国では1%である。しかし絶対数で見ると、児童労働に従事する子ども全体の56%に相当する8,400万人は実際、中所得国に暮らしてお

り、高所得国に暮らす者も 200 万人いる。こうした統計データは、比較的貧しい国に特別の注意を向ける必要はあっても、こうした国だけに焦点を絞っていたのでは、児童労働との闘いには勝利できないことを物語っている。

児童労働の年齢別特徴

5 歳から 11 歳の子どもは、児童労働で最も大きな割合を占めているだけでなく、危険有害労働に従事することも多い。児童労働に従事する子ども全体の 48% は 5 歳から 11 歳であり、以下 12 歳から 14 歳が 28%、15 歳から 17 歳が 25% となっている。危険有害労働について見ると、若い子どもの割合は比較的低くなるが、それでも危険有害労働に従事する子ども全体のかなりの部分を占めている。絶対数で危険有害労働に従事する子どもの 4 分の 1 に相当する 1,900 万人は、5 歳から 11 歳である。危険有害労働に例外を設けることはできず、すべての子どもを危険で有害な児童労働から保護せねばならないが、特に低い年齢層の子どもたちが、危険で有害な労働条件で、その健康や安全、道徳的発達を直接的に危険に晒しながら働いていることは、とりわけ懸念すべき問題である。

児童労働に従事する子どもの中には依然として、就業最低年齢を超える子どもが多数存在する。最近の前進は、15 歳から 17 歳の子どもについて最も顕著に見られるが、この年齢層の男子 2,400 万人と女子 1,400 万人の計 3,800 万人近くが、児童労働に従事している。15 歳から 17 歳の子どもは就業最低年齢を超えているため、年齢が若すぎるという理由から児童労働者に数えられているわけではないことを想起すべきである。彼らが児童労働の範疇に入るのは、その仕事が身体的又は精神的に健康や福祉を損なっているか、損ないかねないからである。この基本的な事実、国別の統計によっても裏づけられている。児童労働に従事する 15 歳から 17 歳の子どもは、同年代のその他の就業している子どもよりも仕事に関連する疾病や怪我の犠牲になることが多いと示されている。また、彼らは 15 歳から 17 歳のその他の就労する子どもよりも、学校を中退することも多くなっている。

児童労働のジェンダー別特徴

男子は女子よりも児童労働に従事する危険性が高いと見られる。男子は女子を児童労働者数で 2,300 万人、危険有害労働従事者数で 1,700 万人、それぞれ上回っている。児童労働発生率の男女格差は年齢とともに広がり、5 歳から 11 歳の年齢層では 1 ポイントに満たないが、12 歳から 14 歳では 3 ポイント、15 歳から 17 歳では 5 ポイントへと広がる。しかし、こうした数字は男子よりも女子の労働を過少評価している可能性もある。これまでの世界推計の報告書でも指摘されているとおり、女子は一般家庭での家事労働など、より目に付かないがゆえに、過少報告されている児童労働形態に多く見られる可能性がある。また、2012 年から 2016 年にかけて、女子の児童労働の減少幅が男子の半分にすぎないため、児童労働における男女格差が縮まっていることも特筆に値する。

女子は男子よりも、家事の責任を担う可能性が圧倒的に高いが、この種の労働は児童労働推計の対象となっていない。2016 年の世界推計で初めて行われた子どもの家事への関与に関する推計を見ると、女子は 1 週間当たりの時間数のどの区分を取ってみても、男子よりも家事を担当することが多くなっている。5 歳から 14 歳で、家事に携わる時間が週 21 時間以上となっている子ども 5,400 万人のうち、女子は 3 分の 2 を占めている。初期調査によれば、この 21 時間というのは、家事が子どもの通学や勉強に悪影響を及ぼし始めると見られる時間数である。5 歳から 14 歳で、家事の時間が 1 週間に 28 時間を超える 2,900 万人、さらに 43 時間以上に達する 700 万人近くの中でも、女子は似たような割合を占めている。女子はまた、被用者としての労働と家事の両方に従事する「二重労働の義務」を負うことが男子よりも多くなっている。

児童労働と教育

児童労働はしばしば、教育からの隔絶と関連づけられている。2016 年の世界推計は、学校教育と児童労働の関係にも初めて取り組んでいる。学校教育は、児童労働が子どもの将来のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や持続可能な生活の見通しに与える影響を決定づける最も重要な要因のひとつだからである。推計によれば、児童労働に従事する子どもの中には、まったく教育を受けていない者が極めて多い。5 歳から 14 歳までの年齢層を見ると、児童労働に従事する子ども全体の 32%に相当する 3,600 万人が学校に通っていない。残りの 68%は、学校に通えてはいるものの、児童労働に従事していることで教育上、不利な立場に置かれていることを示唆する研究結果が相次いでいる。仕事に必要な時間と労力は、子どもが授業を受けることによって教育上の恩恵を得たり、授業以外の自習時間を確保したりする能力を阻害する。その結果、児童労働に従事する子どもは相対的に成績が悪く、進級という点でも働いていない同学年の子どもに後れを取る傾向にある。

データソースと方法論

2016 年の推計は、計 105 カ国の家計調査から入手したデータを利用しているが、これによって、世界の 5 歳から 17 歳までの子どもの人口の 70%超がカバーされている。世界の全地域が網羅されているほか、経済協力開発機構（OECD）諸国と中国のデータも初めて加えられた。ILO は、使用したデータへのアクセスに便宜を図っていただいた多数の国の統計機関、国連児童基金（UNICEF）、米国国際開発庁（USAID）の人口保健調査プログラム及び欧州連合統計局（Eurostat）に感謝する。米国労働省からは、ILO の児童労働に関する統計作業に多額の財政支援をいただいた。2016 年の推計は 2000 年、2004 年、2008 年及び 2012 年の推計で用いたものと同様の方法論による調査データの外挿に基づいている。2016 年の世界推計作成の際に用いた方法論とデータは、本報告書附録 1 に示すとおりであり、また、本報告書に付随する技術文書である『児童労働の世界推計の方法論、2012-2016』でさらに詳しく論じられている。

結論と展望

現在の状況から、2025 年までに望まれる状況へと歩を進めるためには、どうすればよいのか。実際の経験や調査、影響評価が充実してきたおかげで、児童労働において最も重要となる全般的な戦略や政策について、かなり多くのことが分かってきた。

児童労働への政策対応は、より幅広い国家開発への取り組みに統合するとともに、地域の実情にも適応させる必要がある。児童労働が一連の経済的、社会的諸力の産物であることは分かっているため、こうした諸力に配慮せずに問題に取り組んでも、成功する可能性は低い。つまり、児童労働は単独の孤立した問題として取り扱うのではなく、より幅広い社会開発政策に主流化させねばならないということである。児童労働に関する懸念を教育、社会的保護、労働市場及び労働基準に関するさらに幅広い政策に反映させることは特に、児童労働対策を前進させるうえで重要となる。また、経験上、児童労働に取り組む万能のアプローチが存在しないことも分かっている。むしろ、戦略的対応は児童労働の存続を許すさまざまな状況に適応させる必要がある。その中には、児童労働の温床となっている国家の脆弱性や武力紛争といった状況も含まれる。また、気候変動や経済のインフォーマル化、都市化、グローバル化といった状況もそれぞれ、子どもを児童労働から守るという点で特有の課題を突き付けている。

政策対応では、児童労働の年齢別、ジェンダー別、地域別側面にも取り組むべきである。児童労働に従事する子どもの半数弱は 12 歳未満であるが、過去 4 年間はこの年齢層についての前進が滞っていると見られることから、これら特に弱い立場に置かれた子どもたちに引き続き配慮することが欠かせない。また、児童労働に従事する 15 歳から 17 歳の子どものについても、改めて注意を払わねばならない。この年齢層は児童労働、若年雇用及び労働安全衛生に関係しているにもかかわらず、これまでいずれの分野においても、滅多に優先課題とされてこなかった。この状態を変えねばならない。児童労働への関与の度合いと特質における男子と女子の間に見られる違いは、子どもが仕事に出されるかどうか、及び子どもが職場でどのような危険に直面するのかが決まるうえでジェンダーが果たす役割を是正する政策措置に、引き続き意味があることを明らかにしている。女子が不釣り合いに重い家事責任を負っていることを示す調査結果も、児童労働政策において検討すべき重要なジェンダー上の懸念を惹起する。地域別に見ると、児童労働が割合としても絶対数としても最も高く、かつ前進が滞っているアフリカは、引き続き特に優先度の高い地域である。

政策対応を行う際の参考となる児童労働に関する知識構築に、引き続き投資することが必要である。政策と介入が児童労働に及ぼす影響に関する情報は、継続して必要である。現金給付を除き、児童労働関連の政策領域における介入の有効性に関する情報はあまりにも少なく、これが政策展開を妨げている。概して、気候変動や移住、不平等、都市化、仕事の世界の変化など、より幅広いグローバルな課題が児童労働に対して持つ意味合いについて、さらに知識を充実させる必要がある。また、児童労働がその他の労働者の基本的権利の侵害とどのように結びついているのかについても、より多くを把握する必要がある。政策の焦点を効果的に絞るためには、ILO その他の機関がすでに実施した調査や方法論上の作業を土台として、危険有害労働以外の最悪な形態の児童労働に従事する子どもたちについて、さらに有用な情報を入手しなければならない。

国際協力とパートナーシップも、前進を遂げるために欠かせない。8.7 連合には、2025 年の目標達成期限までに児童労働をなくすため、各国政府による取り組みを支援するうえで果たすべき重要な役割がある。8.7 連合は、行動の加速、調査の実施と知識の共有、革新の推進及び資源の増強と活用に重点を置く活動を展開している。労使団体という極めて重要な社会的パートナーや、市民社会団体など、すべての関係者が 8.7 連合に結集している。多くの国では、必要な行動の費用が政府の手持ち資金をはるかに超過しているため、児童労働対策を成功させるためには、1999 年の最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）第 8 条の精神に基づき、国際的な資源を動員することも欠かせない。児童労働に終止符を打つための投資は、計り知れない見返りをもたらす。児童労働という重荷から解放された子どもたちは、教育、余暇及び健全な発育に対する権利を全面的に実現し、より幅広い社会・経済開発、貧困撲滅及び人権のために欠かせない基盤をもたらすからである。

序論

世の中には絶対悪というものがある。児童労働は持続可能な開発の足かせになるだけでなく、公正な社会にとって受け入れがたいものであるため、その根絶には最大限の決意を持って臨まなければならない。児童労働の根絶は人権問題であるが、その制度的基盤となっているのは、1973年の最低年齢条約（第138号）と1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）という2つのILO基本条約、及び国際連合（国連）の子どもの権利条約である。これらの条約は、児童労働からの自由がひとつの人権であり、児童労働をなくすことが普遍的かつ基本的な価値であることを強調している。

2016年の世界推計では、今日の社会における児童労働の規模、比率及び特徴を提示する。児童労働は引き続き蔓延しており、これをなくすためには、経済と社会の改革だけでなく、政府や労使団体、企業、国際機関、そして市民社会全体の積極的な協力が必要である。

開発課題が継続し、さらに新しく生じる中で、国際社会は「2030 持続可能な開発目標（SDGs）」を採択した。この「2030アジェンダ」は、包括的かつ広範で人間を中心に据え、今後13年間の世界的な開発への取り組みの指針となる17の相互に関係する目標と、これに関連する169のターゲットからなっている。持続可能な開発目標には、児童労働に終止符を打つという世界的な約束を新たにすることが含まれている。ターゲット8.7は具体的に、国際社会に以下を呼びかけている。

強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

本報告書は、児童労働の世界推計に関し、ILOが4年ごとに発表する報告書シリーズの第5弾として、児童労働に終止符を打つというこの約束の実現に向け、我々がどれだけの前進を遂げたか、また、今後どれだけの道のりが残っているかを取りまとめたものである。本報告書では、今日の世界における児童労働の規模や主な特徴とともに、世界の児童労働にまつわる状況の時系列的な変化について述べる。また、2025年までに目標を達成するための取り組みにあたって鍵を握る政策優先課題についても取り扱う。本報告書と、その基盤をなす世界推計作業は、持続可能な開発目標のターゲット8.7の達成に向けた進捗状況の測定、監視を趣旨とする「8.7 連合」（次項を参照）に基づく幅広い関係機関間の連携の一環をなすものである。

2016年の推計は2000年、2004年、2008年及び2012年の推計と同様、各国の家計調査によるデータの外挿に基づくものである。今回の推計では、計105カ国の調査から入手したデータを利用しているが、これによって、世界の5歳から17歳までの子どもの人口の70%超がカバーされている。世界の全地域が網羅されているほか、経済協力開発機構（OECD）諸国と中国のデータも初めて加えられた。ILOは、使用したデータへのアクセスに便宜を図っていただいた多数の国の統計機関、国連児童基金（UNICEF）、米国国際開発庁（USAID）の人口保健調査（DHS）プログラム及び欧州連合統計局（Eurostat）に感謝する。米国労働省からは、ILOの児童労働に関する統計作業に多額の財政支援をいただいた。

各国の家計調査からさらに多くの充実したデータが得られたこと、及び推計方法の精緻化が続けられていることにより、2016年の推計からは、これまでで最も詳細な児童労働の輪郭が浮かび上がった。対象範囲が地理的に拡大したことに加え、これら最新の推計は、子

どもの家事への関与、及び児童労働と学校教育の関係を初めて世界的に推計したという点で、これまでの推計とは一線を画すものとなっている。世界推計作成の際に用いた方法論とデータは、本報告書附録 1 に示すとおりであり、また、本報告書に付随する技術文書である『児童労働の世界推計の方法論、2012-2016』でさらに詳しく論じられている²。

最新の世界推計から浮かび上がる全体像は一様ではない。児童労働は減少を続けているが、その速度はこの 4 年間で大きく鈍化している。過去の減少ペースに基づく単純な予測によると、2025 年の目標達成期限までに児童労働に終止符を打つとすれば、この速度ではまったく遅すぎる事が分かる。特に脆弱な幼い子どもと女子の児童労働について、最も顕著な前進の鈍化がみられる。また、地域間でも前進の程度にばらつきが見られ、アフリカが特に大きな後れを取っている。つまり、望ましい世界からは依然として大きくかけ離れているのである。事実、1 億 5,200 万人の子どもたちが引き続き児童労働に従事し、しかもそのほぼ半数は最悪の形態に属している。

本報告書で提示された調査結果が、今日の世界における児童労働の広がりについて、すべての関係者に警告を発するだけでなく、国際法や国内法に謳われた我々の子どもたちに対する義務が果たされ、子どもたちがその権利を全面的に実現、行使できるようにするための取り組みに向けた参考となることを望む。

本報告書の構成

第 1 部では、児童労働に関する世界推計の主な結果を提示するとともに、その趨勢について検討する。児童労働の程度と変化を地域別、男女別、国民所得水準別に報告するとともに、児童労働の特徴と、児童労働に従事する子どもの就学状況も取り上げる。今回の推計では初めて、児童労働の範囲に家事が含まれ、子どもがどれだけの時間を家事に費やしているかが明らかにされている。

第 2 部では、今後の道のりについて論じる。児童労働に終止符を打つうえで鍵を握る全般的な優先課題と、これに取り組むための重点的政策分野について検討する。

パネル 1

本報告書で用いられる統計的概念と定義

国連子どもの権利条約、並びに ILO 第 138 号条約及び第 182 号条約という 3 つの主要な国際条約は全体として、児童労働に関する法的境界を定め、その国内的、国際的対策の法的根拠を提供している。2008 年の第 18 回国際労働統計家会議 (ICLS) で採択された児童労働統計に関する決議 II は、これら法的基準を児童労働の測定を目的とした統計用語に置き換えている^(a)。本報告書で用いる統計的概念と定義は、この ICLS 決議と整合する。

- 「就業している子ども」とは、あらゆる市場生産形態、及び一定種類の非市場生産（主として自家消費用の農産物等の財の生産）に従事する者を指す。この中には、フォーマル、インフォーマル双方の部門での雇用、家庭内外での雇用、有給又は報酬（現金か現物か、パートタイムかフルタイムかを問わず）による雇用、子どもの家庭外の使用者による家事目的での雇用（有給か無給かを問わず）が含まれる。
- 「児童労働に従事する子ども」とは、就業している子どもよりも狭い類型であり、許可された軽易な労働で雇用される子どもや、最低年齢以上で、その業務が最悪の形態の児童労働、とりわけ「危険有害労働」に分類されない子どもは除外される。

- 「最悪の形態の児童労働に従事する子ども」とは、ILO 第 182 号条約第 3 条に定める種類の児童労働に従事する子どもを指す。これらの類型は、(a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行、(b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること、(c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること、並びに(d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務からなる。
- 「危険有害労働に従事する子ども」とは、その性質又は遂行状況から見て、子どもの健康、安全又は道徳を害する公算が大きい活動又は職業に従事する者を指す。一般的に、危険有害労働には夜間や長時間の作業、肉体的、心理的又は性的虐待に晒されること、地下、水中、危険な高さ又は閉所での作業、危険な機械、設備又は道具を用いるか、重量物の取り扱い又は運搬が絡む作業、及び子どもが有害な物質、薬剤若しくは工程、又はその健康を害する温度、騒音若しくは振動などに晒されかねない不健全な環境での作業が含まれる。子どもによる危険有害労働は、最悪の形態の児童労働に代わる類型として扱われることが多い。これには 2 つの理由がある。第 1 に、奴隷労働や強制労働、商業的性的搾取など、危険有害労働以外の最悪の形態の児童労働に関しては、信頼できる国別データを入手することが依然として難しい。第 2 に、危険有害労働に従事する子どもは、最悪の形態の児童労働に従事する子どもの圧倒的多数を占めているからである。
- 「軽易な労働に従事する子ども」。ILO 第 138 号条約第 7 条によると、軽易な労働については、国内法令において、13 歳以上（一般的な就業最低年齢を 14 歳に定めている国では 12 歳以上）の者の雇用又は就業を認めることができるが、こうした軽易な労働は、(a) これらの者の健康又は発達に有害となるおそれがないこと、及び(b) これらの者の登校若しくは権限のある機関が認めた職業指導若しくは訓練課程への参加、又はこれらの者による教育、職業指導若しくは訓練内容の習得を妨げるものではないことが要件とされている。統計尺度上、本報告書にいう軽易な労働には、週 14 時間未満の非危険有害労働に携わる 12 歳から 14 歳の就業している子どもが含まれている。
- 「家事に従事する子ども」とは、自分の家庭内で消費される家庭内の個人的サービスを提供する者を指す。家事には、家族のケア、掃除と簡単な家庭内修繕、炊事と配膳、洗濯とアイロンがけ、及び家族の通勤や通学の送り迎えが含まれる。より専門的な用語で説明すると、家事は「非経済的」な生産形態であり、2016 年の世界推計だけでなく、国民経済活動測定のための国際的に合意された標準的指針の総体である国連版国民経済計算体系（UNSNA）からも除外されている。

注：(a) ILO: *Report of the Conference, 18th International Conference of Labour Statisticians*, Geneva, 24 November–5 December 2008. ICLS/18/2008/IV/FINAL (ILO, Geneva, 2009). ISBN: 978- 92-2-121730-5 (print) の児童労働統計に関する決議 II を参照。

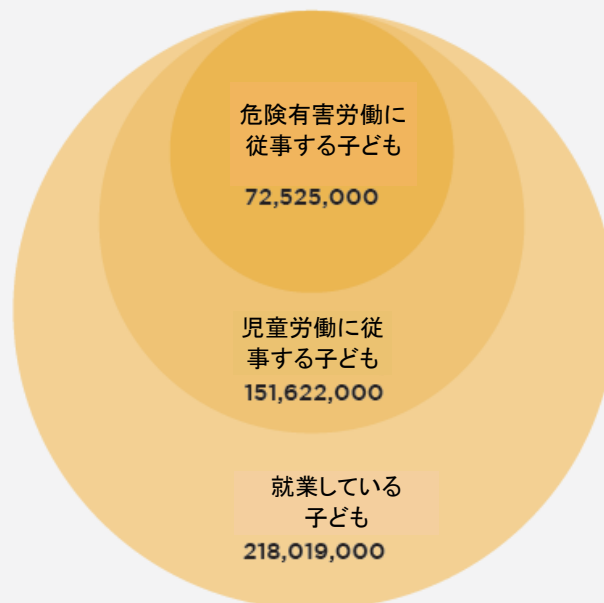
第 1 部：世界推計と趨勢

1.1 世界推計の主な結果

児童労働に終止符を打つことは、依然として解決が難しい課題

最新の ILO 推計によると、全世界で女子 6,400 万人、男子 8,800 万人の計 1 億 5,200 万人の子どもが児童労働に従事しているが、これは全世界の子ども全体のほぼ 10 人に 1 人に相当する。児童労働に従事する子どもの 71%は農業部門で、69%は家庭内で働いている。児童労働に従事する子どものほぼ半数（絶対数で 7,300 万人）は、健康や安全、道徳的発達を直接的に危険に晒す危険有害労働に従事している。児童労働とその他の認められた子どもの雇用形態を含む幅広い概念である、就業している子どもの数は、2 億 1,800 万人に上る。

危険有害労働、児童労働及び就業している子どもの 2016 年の世界推計



こうした主要指標は、児童労働に終止符を打つことが依然として解決の難しい課題であることを物語る。児童労働に従事する子どもは、たとえ 1 人でも多すぎる数であり、全世界で依然として 1 億 5,200 万人の子どもが児童労働に従事することは許しがたい事実である。こうした子どもたちだけで、ひとつの国を作ったとすると、世界で 9 番目の大国となる。これまで 20 年を超える研究とプログラム策定の経験から、児童労働との闘いに何が有効かは分かっている。国際社会は「持続可能な開発目標」の採択により、児童労働に終止符を打つことを約束した。今こそ、この知識と約束を加速度的な行動へと移さねばならないのである。

時系列的な全体像は、正しい方向に進んでいることを示唆

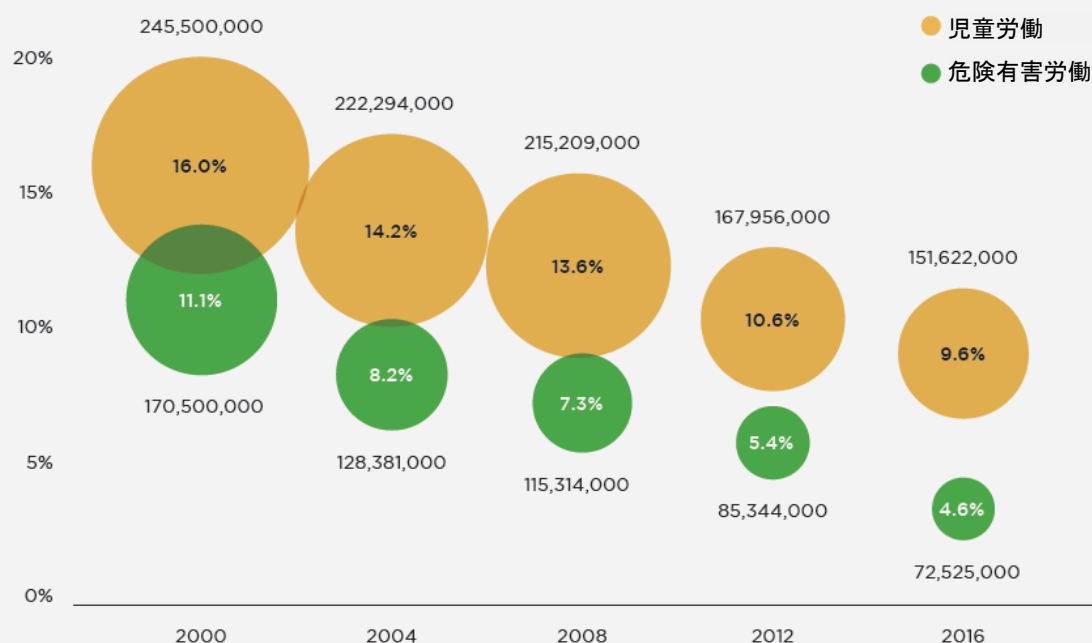
依然として課題は大きいものの、正しい方向に進んでいることは間違いない。2016 年の推計結果を見ると、児童労働は全世界でさらに減少し、2000 年の児童労働の世界推計発表以来の趨勢が続いていることが分かる（図 1 を参照）。2000 年からの 16 年間を見ると、児童労働に従事する子どもの数は 9,400 万人純減している。同時期に、危険有害労働に従事する子どもの数も半分未満に減少した。2016 年の就業している子どもの数は、対 2000 年で 1

億3,400万人近く減っている。このように、児童労働との闘いでは実質的な前進が見られ、今後の取り組みに向けた重要な基盤ができ上がっている。

図 1

児童労働と危険有害労働に従事する子ども、2000～2016 年

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの割合と絶対数、5～17 歳、2000～2016 年^(b)



注: (b) 円の大きさは、児童労働と危険有害労働に従事する子どもの絶対数に比例。

2012 年から 2016 年にかけて、前進の速度は鈍化し、2016 年までに最悪の形態の児童労働をなくすという目標の目処は立たず

しかし、最近の 4 年間だけを見ると、前進が目に見えて減速していることが分かる。2012 年から 2016 年までの児童労働に従事する子どもの減少幅は 1,600 万人と、2008 年から 2012 年に記録された 4,700 万人という減少幅の 3 分の 1 にとどまっている。相対的な尺度として、児童労働に従事する子どもの割合の減少幅を見ても、それ以前の 4 年間の 3 ポイントに比し、2012 年から 2016 年の減少幅はわずか 1 ポイントにすぎない。危険有害労働の減少についても、同じような鈍化が見られている。2008 年から 2012 年にかけて、急速な前進が見られたことで、児童労働との闘いに勢いがつき、2016 年までに児童労働をなくすという、ILO 構成主体が定めた目標に近づけるのではないかという期待が生まれていた。残念ながらこれは実現せず、2016 年の目標を達成するにははるかに及ばないことが明らかになった。

最新結果からは、その他の懸念される兆候も浮上

こうした全体的な減速が見られることに加え、2016 年の結果は、懸念される具体的な分野が数多くあることも明らかにした。アフリカでは、多くの国が児童労働との闘いに本腰を入れているにもかかわらず、児童労働が増大した。2012 年から 2016 年にかけての前進を詳しく見ると、主として 15 歳から 17 歳の若者に集中していることが分かる。この年齢層で児童労働に従事する子どもの数は 5 分の 1 超、減少しているのに対し、5 歳から 11 歳の年齢層では、前進が滞っている。最近の前進に見られる男女差も懸念すべき要素と言える。

2012 年から 2016 年にかけて、女子の児童労働は男子の半分しか減少していないからである。また、最近の前進は、労働市場全般の諸条件に負うところもあるため、長くは続かないおそれもある。全世界で若年雇用の危機が生じているため、多くの国では、就業最低年齢を超える子どもの就職が難しくなっており、この労働市場における需要低下が、児童労働の一部である危険有害労働に従事する者を減少させる一因となった可能性もある。

子どもの強制労働に関する最新推計を見ると、強制労働、私的労働経済及び商業的性的搾取に従事する子どもの数は、ほとんど変化していないことが分かる³。子どもの強制労働被害者について実施されたごくわずかな調査はいずれも、こうした極度の虐待状態にもかかわらず、これらの手を差し伸べにくい子どもを特定して対策を講じることが困難である点を指摘している。

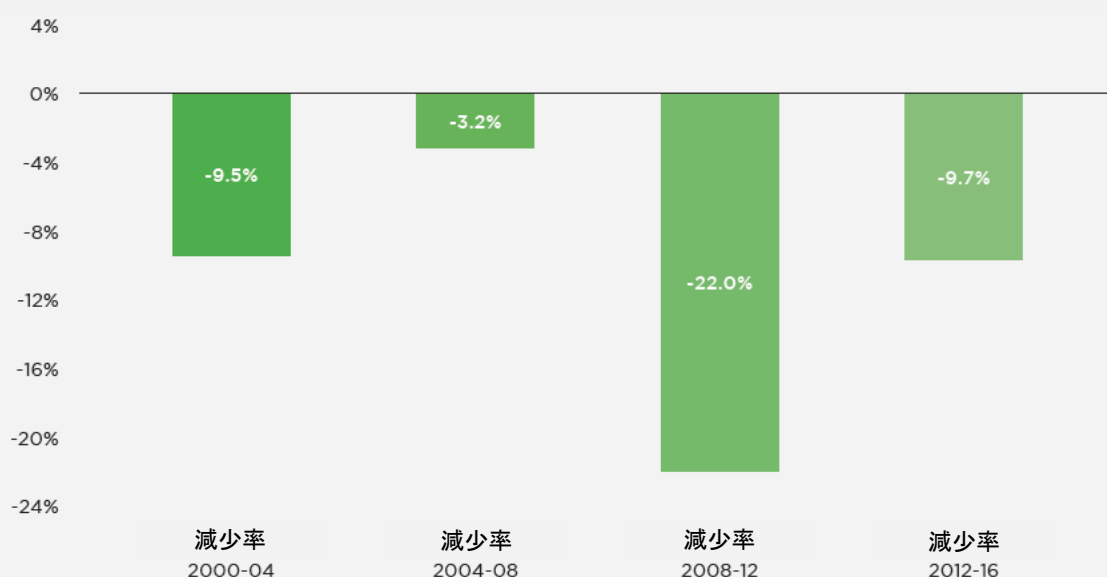
2012 年から 2016 年にかけての前進鈍化は、全体として一様でない前進のパターンを反映

2000 年以來の期間を 4 年ずつ 4 つに区切り、それぞれの減少率を単純に比較してみると、児童労働対策の世界的な前進は一様でないことが明らかになる（図 2 を参照）。2000 年から 2004 年にかけての最初の 4 年間には、大幅な前進が見られ、児童労働の終焉が「手の届くところ」にあるという、楽観的な結論を生んだ⁴。しかし、この楽観主義に水を差すかのように、次の 2004 年から 2008 年までの期間には、前進が目に見えて鈍化し、2016 年までの目標達成に黄色信号が灯った。しかし、その後の 2008 年から 2012 年にかけては、はるかに大きな前進が見られた。この期間は世界的に深刻な景気低迷の時期と重なっていたにもかかわらず、その結果は児童労働に従事する子どもの数という点で、それまでで最も大幅な低下を示した。残念ながら上記のとおり、2012 年から 2016 年の前進は再び鈍化し、児童労働に終止符を打つための道のりは、さらに先へとずれ込むことになった。

図 2

2000 年以來の児童労働対策の前進速度の変化

児童労働に従事する子どもの数の減少率(%)、5-17 歳、4 年毎、2000-2016 年



このように、この 16 年間の前進は加速されたわけでも、着実だったわけでもない。児童労働の終焉に向けた実質的な勢いは、まだついていない。前進を成功に導くためには、この

勢いが緊急に必要である。成果を弾みとして、さらに成果を重ねることで、児童労働に終止符を打つという目標の実現に向けた前進を加速せねばならない。また、目標が見えてきたとしても、決して手を抜いてはならない。

2025 年までにあらゆる形態の児童労働をなくすという約束を守るためには、さらに取り組みを加速することが必要

2025 年までにあらゆる形態の児童労働をなくすという、持続可能な開発目標のターゲット 8.7 を達成するためには、どれだけの加速が必要だろうか。2012 年から 2016 年までに達成された前進のペースに基づき、単純に今後の前進を予測すると、この点で大きな警鐘が鳴らされている。図 3 にあるとおり、現状の前進を続けると（趨勢型シナリオ）、2025 年の時点でも 1 億 2,100 万人の子どもが児童労働を続け、うち 5,200 万人が危険有害労働に従事する計算になる。同じく図 3 に示す同様の試算によれば、2008 から 2012 年までのペース（現在までの記録で最も速いもの）を維持したとしても、児童労働をなくすにははるかに及ばない。正しい方向に進んでいることは間違いないが、2025 年までに児童労働ゼロを達成するためには、その動きを大きく加速する必要がある。

図 3

持続可能な開発目標ターゲット 8.7 達成に向けた前進速度の評価

児童労働に従事する子どもの数、5-17 歳、現状と予測される趨勢



ILO: Methodology of the global estimates of child labour, 2012-2016, Geneva, 2017 に基づき、著者が試算

1.2 地域別の構図

表 2

児童労働と危険有害労働の地域別状況

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの数と割合、地域別、2016 年

		児童労働に従事する子ども		危険有害労働に従事する子ども	
		数(千人)	%	数(千人)	%
世界(5-17 歳)		151 622	9.6	72 525	4.6
地域	アフリカ	72 113	19.6	31 538	8.6
	アラブ諸国	1 162	2.9	616	1.5
	アジア太平洋	62 077	7.4	28 469	3.4
	南北アメリカ	10 735	5.3	6 553	3.2
	欧州・中央アジア	5 534	4.1	5 349	4.0

注: 本報告書では、ILO-STAT が開発した新たな地域分類体系を用いている。この体系では、アフリカ地域に北アフリカとサハラ以南アフリカの両方が含まれ、アラブ諸国から北アフリカが除かれている。南北アメリカ地域は中南米・カリブと北米の両方を含む。よって、新たな地域分類に基づく地域別推計は、2012 年と 2008 年の世界推計報告書で用いられた以前の地域分類体系に基づく地域別推計と比較できない。各地域諸国の構成は、技術報告書 *Methodology of the global estimates of child labour, 2012-2016* の附録 1 の表 1 に掲げるとおりである⁵。

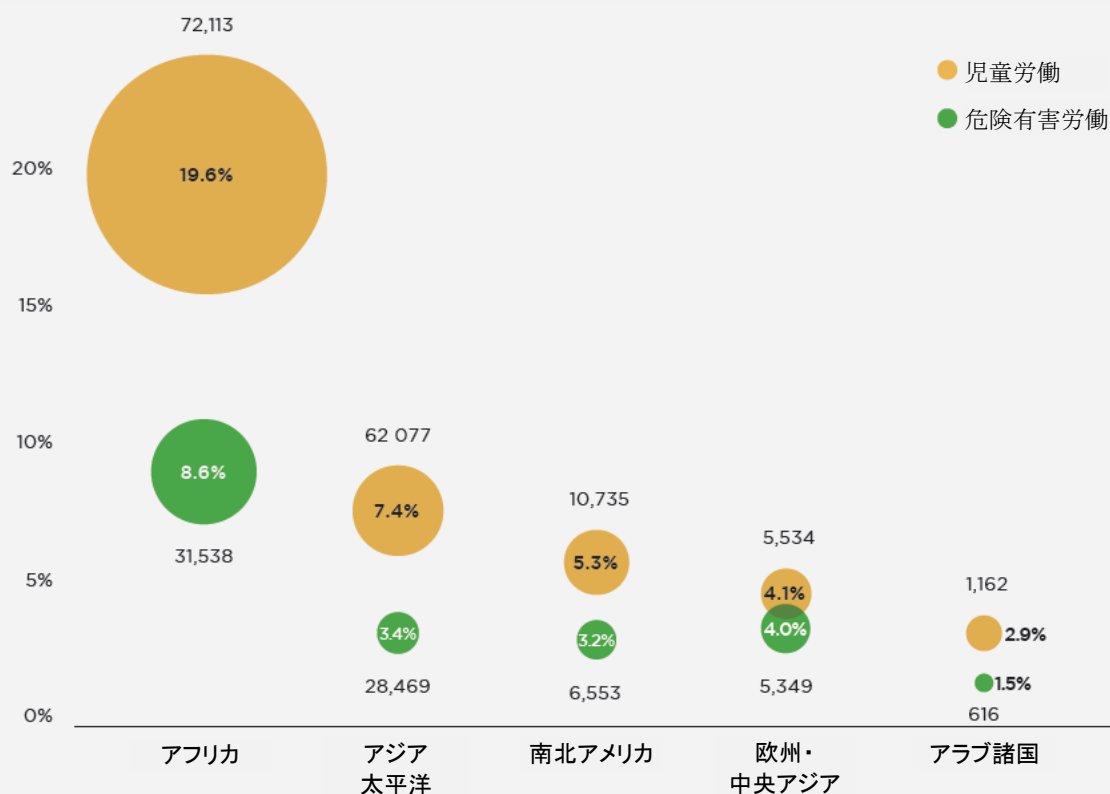
児童労働に従事する子ども 10 人のうち 9 人は、アフリカ地域とアジア太平洋地域に

アフリカは児童労働に従事する子どもの割合（5 分の 1）で見ても、児童労働に従事する子どもの絶対数（7,200 万人）で見ても、世界で児童労働が最も広がっている地域である。アジア太平洋はどちらの尺度で見ても、アフリカに次いでおり、児童労働に従事する子どもは全体の 7%、絶対数で 6,200 万人となっている。アフリカとアジア太平洋の 2 地域には、全世界で児童労働に従事する子どものうち、10 人に 9 人近くが暮らしている計算になる。残りの児童労働人口の内訳は、南北アメリカが 1,100 万人、欧州・中央アジアが 600 万人、アラブ諸国が 100 万人である。比率で見ると、南北アメリカで児童労働に従事するのは子ども全体の 5%、欧州・中央アジアでは 4%、アラブ諸国では 3%である。危険有害労働に関する地域別の順位も概ね同様である⁶。

図 4

各地域の子どもの児童労働と危険有害労働への従事状況

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの割合と数(単位:千人)、5~17 歳、地域別、2016 年^(c)



注: (c) 円の大きさは、各地域で児童労働と危険有害労働に従事する子どもの絶対数に比例。

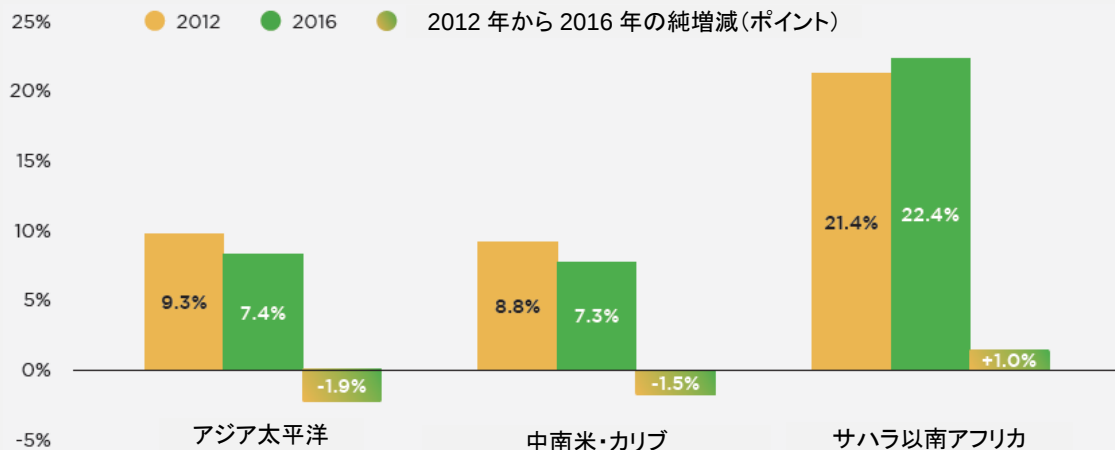
全世界で児童労働に終止符を打つためには、アフリカで突破口を見出すことが不可欠

これまでの世界推計報告書では、とりわけアフリカで突破口を見出すことの必要性を強調してきたが、2016 年の推計は、まだ突破口が見いだせていないことを明らかにしている。事実、最新の推計によると、地域区分として 2012 年について比較可能な推計のあるサハラ以南アフリカは⁷、世界の他地域にさらに後れを取っていることが分かる。事実、その他の主要地域で児童労働の減少が続いているのとは対照的に、また、アフリカ各国の政府が児童労働対策に焦点を絞った政策を数多く導入しているにもかかわらず、サハラ以南アフリカでは 2012 年から 2016 年にかけて、児童労働が増加している（図 5 を参照）。この後退は主として、幅広い経済的、人口動態的諸力が政府の取り組みに反する作用を及ぼしているためと見られるが、この点についてはさらに調査が必要である。アフリカはまた、国家の脆弱性と危機による最も大きな影響を受けている地域のひとつでもあり、これが児童労働の危険性を高める結果にもなっている（パネル 2 を参照）。

図 5

2012 年から 2016 年の児童労働に従事する子どもの地域別推移

児童労働に従事する子どもの割合、5~17 歳、2012 年と 2016 年の地域別比較



パネル 2

脆弱・危機状況下での児童労働

国連児童基金（UNICEF）によると、5 億 3,500 万人の子ども（子ども全体のほぼ 4 人に 1 人）が、紛争又は災害により影響を受けた国で暮らしている。

(<https://www.unicef.ch/sites/default/files/humanitarian-action-report-2017-en.pdf>) また、子どもは現時点で、戦争による避難民 6,500 万人の過半数も占めている。所得の喪失、行政や家族による社会的支援網の崩壊、避難、基本的サービス提供の中断を特徴とするこうした脆弱な状況は、児童労働の危険性増大を含め、労働者の基本的権利の侵害をさらに助長する。脆弱性が高まる状況に対処する仕組みとして、家族が子どもの労働を利用しかねないという事実は、多くの研究によっても証明されている⁸。また、学校を辞めさせられて働きに出た子どもは、二度と学校に戻らないことが多いため、たとえ短期的な危機でも、子どもに永続的な悪影響を及ぼしかねない。

こうした事実を見れば、児童労働と紛争・災害状況との間に強い相関関係があるのも頷ける。2015 年に国連安全保障理事会に提出された子どもと武力紛争に関する事務総長報告書（S/2015/409）は、就業している子ども、児童労働に従事する子ども及び危険有害労働に従事する子どもの割合が、武力紛争により影響を受けた国で世界平均を大きく上回っていることを示している。図 6 にあるとおり、武力紛争により影響を受けた国の児童労働率は、世界平均を 77% 上回る一方、危険有害労働従事率も武力紛争により影響を受けた国で世界平均を 50% 上回っている。シリアは現在、武力紛争と児童労働の関連性を物語る最も悲劇的な事例である。ヨルダンのシリア難民に関する最近の ILO による調査を見ると、貧しいシリア人の子どもは、ヨルダン人の子どもよりも児童労働に晒される可能性ははるかに高いことが分かる⁹。その他にも、シリア危機が児童労働の恐るべき上昇に結び付いていることを示唆する調査は多くある¹⁰。

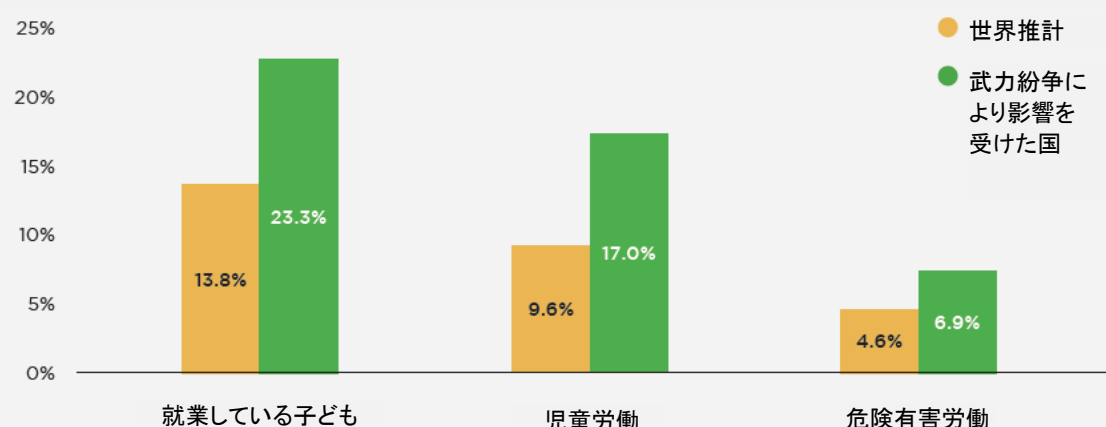
この状況は、多くのレベルで継続的対策が必要なことを物語る。人道援助や再建・復興の際には、児童労働を優先課題として取り上げねばならない。政府や労使団体、人道援助主体にはいずれも、この関連で果たすべき極めて重要な役割がある。脆弱な状況における児童労働とその他、労働者の基本的権利侵害の危険性を迅速に評価するためには、ILO と UNICEF により開発されたツールを土台に、状況を把握し、武装集団や軍により徴用された子どもの数を推計する手段が必要となる。同時に、危機又は脆弱な状況で児童労働に取り組み、子どもをはじめとする影響を受けた人々への保護と救済を強化するため、新たな介入モデルを開発、テストする必要がある。ILO とプラン・インターナショナルが人道援助要員向けに作成した、児童労働からの子どもの保護に関する新たな指針は、この点で重要な参考資料である¹¹。可能な場合、介入モデルには、最低限の生計手段を確保し、児童労働への依存のおそれを低下させるため、難民その他移動を強いられた人々に労働市場へのアクセスを提供する措置を含めるべきである。この分野は、ILO 理事会が 2016 年に採択した「難民その他移動を強いられた人々の労働市場へのアクセスに関する指導原則」で取り扱われている。

紛争や緊急事態の終結後に児童労働を予防するための経済的・社会的再統合も忘れてはならない。ILO とそのパートナーは、この分野で幅広い経験を積んでいるため（ブルンジ、コロンビア、コンゴ、コンゴ民主共和国、ハイチ、ミャンマー、ネパール、フィリピン、ルワンダ、スリランカなど）、ここから教訓を引き出すことができる。危機や脆弱な状況は複雑であり、これに対応するための任務が重複すること多いため、児童労働の問題をめぐる緊密な調整を確保することも、重要な優先課題となる。8.7 連合は、この関連で重要な手段を提供している。6 つの活動グループの中には、脆弱な状況における児童労働の問題を専門に取り扱うものもある。

図 6

武力紛争により影響を受けた国における児童労働

就業している子ども、児童労働、危険有害労働に従事する子どもの割合、5-17 歳、全世界と武力紛争により影響を受けた国の比較、2016 年



注:「武力紛争により影響を受けた国」という分類は、2015 年に国連安全保障理事会に提出された子どもと武力紛争に関する事務総長報告書から採用したものである。「武力紛争により影響を受けた国」にはアフガニスタン、中央アフリカ共和国、コロンビア、イラク、マリ、ナイジェリア、フィリピン、南スーダン、ウクライナ、イエメン及びコンゴ民主共和国が含まれる。同じく武力紛争により影響を受けた国に分類されるリビア、ミャンマー、ソマリア、スーダン及びシリア・アラブ共和国については、本世界推計では児童労働に関するデータが入手できなかった。

1.3 児童労働と国民所得

表 3

国民所得別の児童労働と危険有害労働

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの数と割合、国民所得階層別、2016 年

		児童労働に従事する子ども		危険有害労働に従事する子ども	
		数(千人)	%	数(千人)	%
国民所得 階層	低所得国	65 203	19.4	29 664	8.8
	下位中所得国	58 184	8.5	33 465	4.9
	上位中所得国	26 209	6.6	7 751	2.0
	高所得国	2 025	1.2	1 645	1.0

注: 2015 年時点の 1 人当たり国民総所得に基づき、各国を 4 つの階層に分類した。各階層の所得範囲は、低所得国が 1,045 米ドル以下、下位中所得国が 1,046~4,125 米ドル、上位中所得国が 4,126~1 万 2,735 米ドル、高所得国が 1 万 2,736 米ドル以上である。

児童労働は低所得国で最も多く見られるが、決して低所得国だけの問題ではない

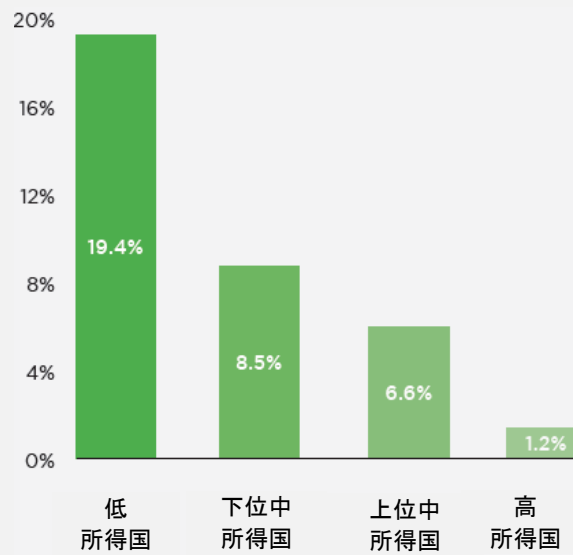
各国を国民所得水準で分類すると、今後の児童労働対策の設計と対象設定に関する追加的な知見が得られる。図 7a にあるとおり、児童労働の比率は低所得国で最も高く、19%となっている。しかし、その他の所得国の比率も決して低くはない。下位中所得国の児童労働率は 9%、上位中所得国では 7%である。しかし、図 7b にある絶対数で見ると、児童労働に従事する子ども全体の 56%に相当する 8,400 万人は実際、中所得国に暮らしており、高所得国に暮らす者も 200 万人いる。こうした統計データは、比較的貧しい国に特別の注意を向ける必要はあっても、こうした国だけに焦点を絞っていたのでは、児童労働との闘いには勝利できないことを物語っている。

国内の所得分配は、国民所得水準よりもさらに重要な意味合いを持つ。児童労働の主因となっているのは、国民所得階層に関係なく、あらゆる国の内部に存在する家族やコミュニティの貧困と社会的排除である。児童労働は貧困世帯の子どもにはるかに多く見られるが、貧困世帯に限られた問題ではない。開発途上国と経済移行国では、生産年齢の家族が生計を立てられないことも、子どもの雇用に反映されている。子どもの労働が所得格差を埋める手段となっている国も多い。このような状況においては、児童労働の緩和と所得向上に資する政策は、これを可能にする構造変革という、さらに幅広い文脈で捉え、これを適切な公共政策で支えるとともに、強力な財政・金融措置で裏づけなければならない。

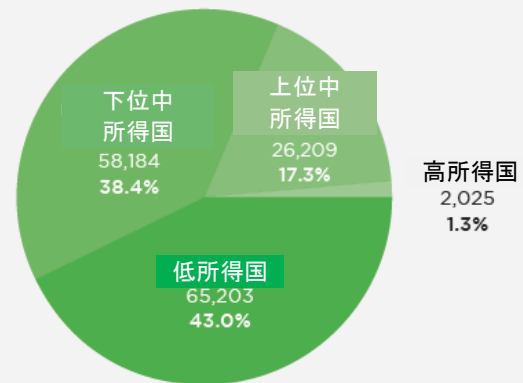
図 7

児童労働と国民所得

(a) 児童労働に従事する子どもの割合、5~17 歳、国民所得水準別、2016 年



(b) 児童労働に従事する子どもの構成、5~17 歳、国民所得階層別、2016 年^(a)



注:(a) 絶対数の単位は千人。

1.4 児童労働の特徴：経済部門と就労形態

表 4

部門別の児童労働

各部門における児童労働、地域別・男女別・年齢層別、2016 年

		農業		工業		サービス		計	
		%	割合	%	割合	%	割合	%	割合
世界		70.9		11.9		17.2		100	
地域別	アフリカ	85.1		3.7		11.2		100	
	アラブ諸国	60.3		12.4		27.4		100	
	南北アメリカ	51.5		13.2		35.3		100	
	アジア太平洋	57.5		21.4		21.1		100	
	欧州・中央アジア	76.7		9.7		13.6		100	
Sex	男子	71.5		12.4		16.1		100	
	女子	70.3		11.1		18.6		100	
年齢層別	5-14	78.0		7.4		14.5		100	
	15-17	49.3		25.6		25.1		100	

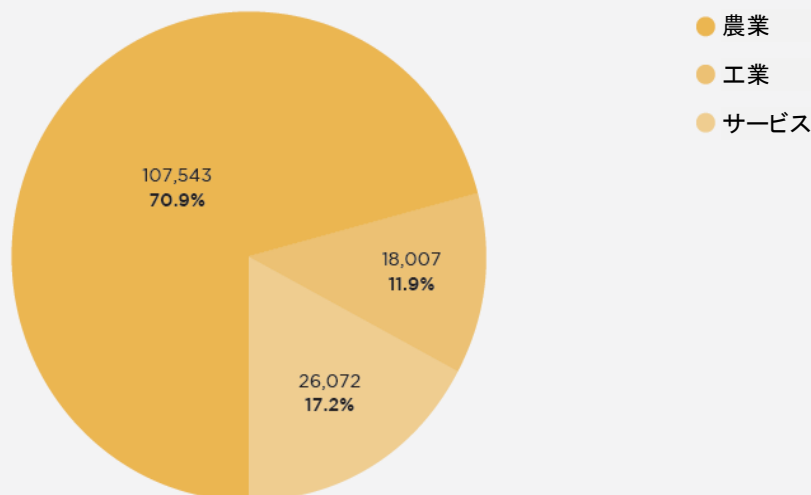
農業部門は、児童労働の圧倒的に大きな割合を占める

農業は児童労働が最も多く見られる部門であり、児童労働に従事する子ども全体の 71%、絶対数にして 1 億 800 万人を占めている。農業における児童労働は主として、自給自足農業、商業的農業及び牧畜に関連するものだが、農業部門には漁業、林業、養殖業も含まれる。子どもによる農作業のほとんどは無給であり、家庭内で行われている。また、危険で有害な性質を持っていたり、危険で有害な状況で行われたりすることも多い。2012 年の時点で、農業が児童労働全体に占める割合は 59%にすぎなかったことを考えれば、その相対的重要性は大幅に高まっているが、これは児童労働人口の地域別構成が、農業部門での児童労働が圧倒的に多いアフリカへとシフトしたことを反映している公算が大きい（以下も参照）。

図 8

児童労働の部門別構成

児童労働に従事する子どもの部門別雇用分布、5~17 歳、2016 年^(a)



注: (a) 絶対数の単位は千人

サービス業¹²と工業¹³の部門で児童労働に従事する子どもはそれぞれ 2,600 万人と 1,800 万人である。工業部門は数的に最も少ないものの、子どもが危険で有害な状況に直面する危険性は最も高く、この部門で働く子どもの 4 分の 3 は危険有害労働に従事している。また、気候変動によって農家の人々が都市部に避難を余儀なくされるといった要因により、いくつかの地域で今後、サービスと工業の両部門での児童労働が都市部のインフォーマル経済で増える公算が大きいことは、特筆に値する。

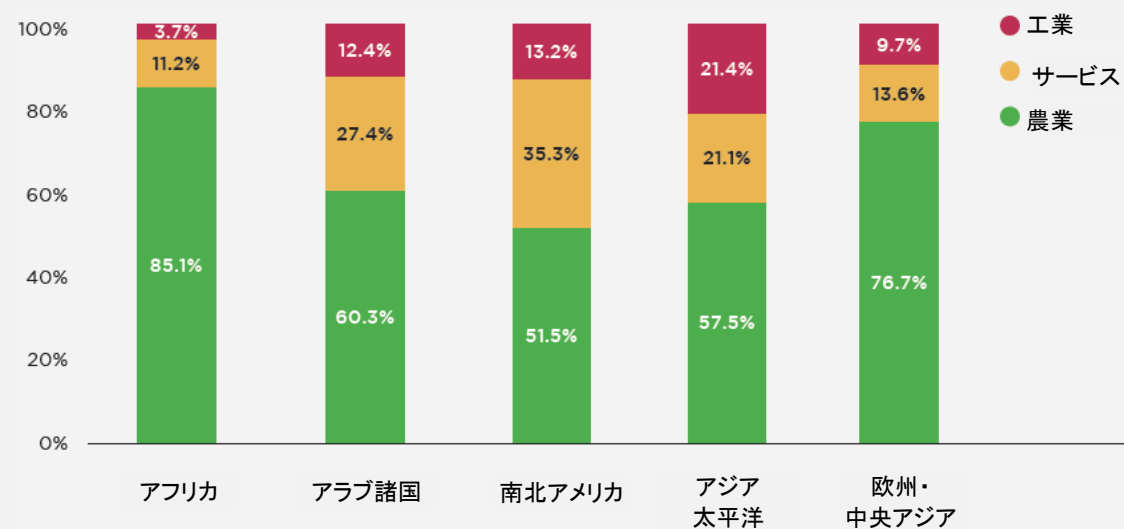
地域によって、雇用部門に大きな違い

世界推計は今回初めて、地域レベルで児童労働の部門別構成を明らかにしている。図 9 にある結果を見ると、地域によって、児童労働の性質に大きな違いがあることが分かる。農業の相対的重要性は、アフリカ地域と欧州・中央アジア地域で最も高くなっており、これら 2 地域では農業部門が児童労働のそれぞれ 85%と 77%を占める。他の 3 つの主要地域では、児童労働が比較的多様となっているが、いずれにおいても農業は児童労働人口のうち最も大きな割合を占めている。サービス部門は南北アメリカで特に目立つ存在となっており、児童労働に従事する子どもの 3 分の 1 超が、この部門で働いている。アジア太平洋地域では、工業部門の占める割合が世界で最も高く、児童労働に従事する子どもの 5 分の 1 超が、この部門で働いている。

図 9

各部門の児童労働の地域別内訳

児童労働に従事する子どもの部門別雇用分布、5~17 歳、2016 年、地域別



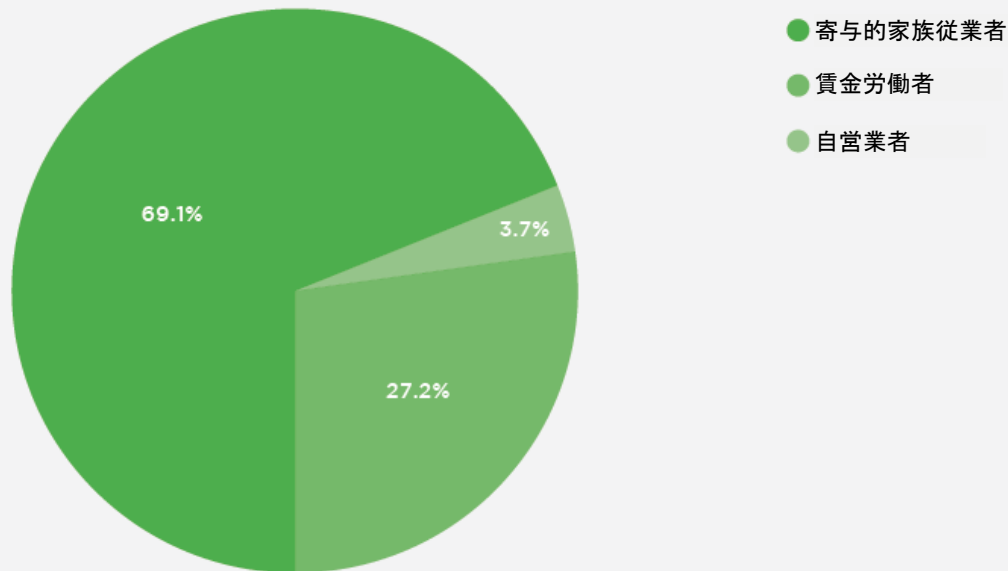
ほとんどの児童労働は家庭内で発生

児童労働に従事する子どものうち 3 分の 2 以上は、寄与的家族従業者として働いており、賃金労働と自営業は児童労働者のそれぞれ 27%と 4%を占めるにすぎない（図 10 を参照）。こうした数字は、今日の世界における児童労働の性質に関し、より幅広い重要な点を明らかにしている。それは、児童労働は使用者のみが強要しているわけではなく、子どもは第三者である使用者との雇用関係にはなくとも、児童労働状態に陥り、その悪影響を受けかねないということである。事実、最新の推計からは、第三者である使用者のもとで働く子どもは一般的というよりも例外であり、児童労働に従事する子どものほとんどは、家族経営農場や家族企業で働いていることが分かる。よって、家族が子どもの労働に依存している現状を把握し、これに取り組むことは、その仕事が地方、国内又は世界的なサプライチェーンの一環として行われているか、家族の生計を立てるためにだけに行われているかにかかわらず、児童労働の終焉に向けたさらに幅広い前進を図るうえで欠かせないと言える。

図 10

児童労働の就労形態別内訳

児童労働に従事する子どもの就労形態別内訳、5~17 歳、2016 年



子どもの強制労働には、特別の注意が必要

「現代の奴隷制の世界推計」によると、18 歳未満の子ども約 430 万人が強制労働に従事しているが¹⁴、これは全世界の強制労働の被害者 2,480 万人の 18%に相当する¹⁵。この推計には、性的搾取目的の強制労働に服する子ども 100 万人、その他の労働搾取形態の強制労働に服する子ども 300 万人、国家当局による強制労働に服している子ども 30 万人が含まれる。

しかし、子どもの強制労働被害者の推計は、慎重に解釈すべきである。強制労働が課される状況がそれぞれに独特であり、また、隠れて不法に行われることも多いため、その測定は極めて困難だからである。家計調査は、子どもの強制労働という現象の調査をそもそもの目的としていないため、これを通じて子どもの就労が有する非自発的、強制的要素を把握することは特に難しい。

強制手段の中には孤立や脅迫など、子どもの場合にみに当てはまる特殊な形態もある。使用者は幼い子どもの弱さに付け込み、逃亡しないようさまざまな形で脅すことがある。その他、強制労働に従事する親と一緒に、又はそういった親のために子どもが働くという児童強制労働の形態もある。よく見られるのは、家族が債務による奴隷となって農作業を行っているために生じる児童労働である。親が債務により地主の奴隷となっていれば、子どもも一緒に働かねばなくなる。このように、家族の債務奴隷状態が子どもにも影響している例としては、煉瓦窯での作業も挙げられる。

また、同じく親の状況が子どもの強制労働につながる例として、子どもが親の債権者の家庭で家事労働者として、又はその店や工場で働く場合もある。こうした子どもの状況が児童労働とみなされるのは、その作業の性質ゆえであるが、これは雇用関係の性質から、同時に強制労働の状態にもなる。このように、児童労働と、子どもの強制労働又は労働搾取

目的での子どもの人身取引との間には、重複が生じているが、本推計ではこれを測定していない。

子どもが危険有害な労働条件の影響、及び強制や処罰の恐れ、自由の欠如によるトラウマの両方に苦しむこうした極端な児童労働の形態については、政府と国際社会が緊急の対策を講じる必要がある。子どもの強制労働の程度と性質をよりよく把握するための具体的な調査手段の開発は、こうした対策を進めるうえで欠かせない。

1.5 年齢別特徴

表 5

児童労働と危険有害労働の年齢別特徴

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの数と割合、年齢層別、2016 年

		児童労働に従事する子ども		危険有害労働に従事する子ども	
		数(千人)	%	数(千人)	%
年齢層	5~11 歳	72 585	8.3	19 020	2.2
	12~14 歳	41 887	11.7	16 355	4.6
	15~17 歳	37 149	10.5	37 149	10.5
	5~17 歳	151 622	9.6	75 525	4.6

5 歳から 11 歳の子どもは、児童労働で最も大きな割合を占めているだけでなく、危険有害労働に従事することも多い

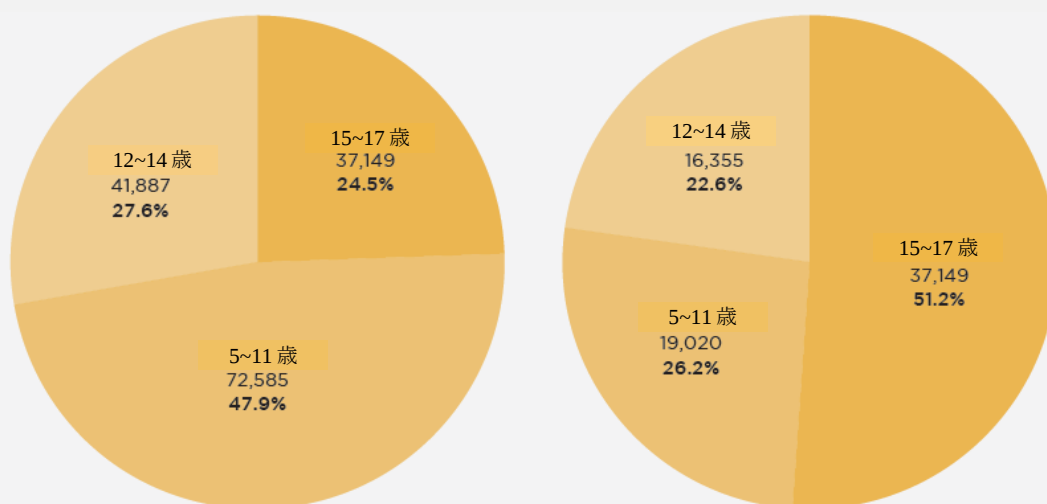
図 11a に示す児童労働に従事する子どもの年齢別内訳を見ると、児童労働に従事する子ども全体の 48%は 5 歳から 11 歳であり、以下 12 歳から 14 歳が 28%、15 歳から 17 歳が 25% となっていることが分かる。危険有害労働について見ると、若い子どもの割合は比較的小さくなるが、それでも危険有害労働に従事する子ども全体の大きな部分を占めている。絶対数で危険有害労働に従事する子どもの 4 分の 1 に相当する 1,900 万人は、5 歳から 11 歳である。危険有害労働に例外を設けることはできず、すべての子どもを危険で有害な児童労働から保護せねばならないが、特に低い年齢層の子どもたちが、危険で有害な労働条件で、その健康や安全、道徳的発達を直接的に危険に晒しながら働いていることは、とりわけ懸念すべき問題である。

図 11

児童労働と危険有害労働の年齢層別構成

(a) 児童労働に従事する子どもの年齢層別内訳、
2016 年^(a)

(b) 危険有害労働に従事する子どもの年齢別内訳、
2016 年^(a)



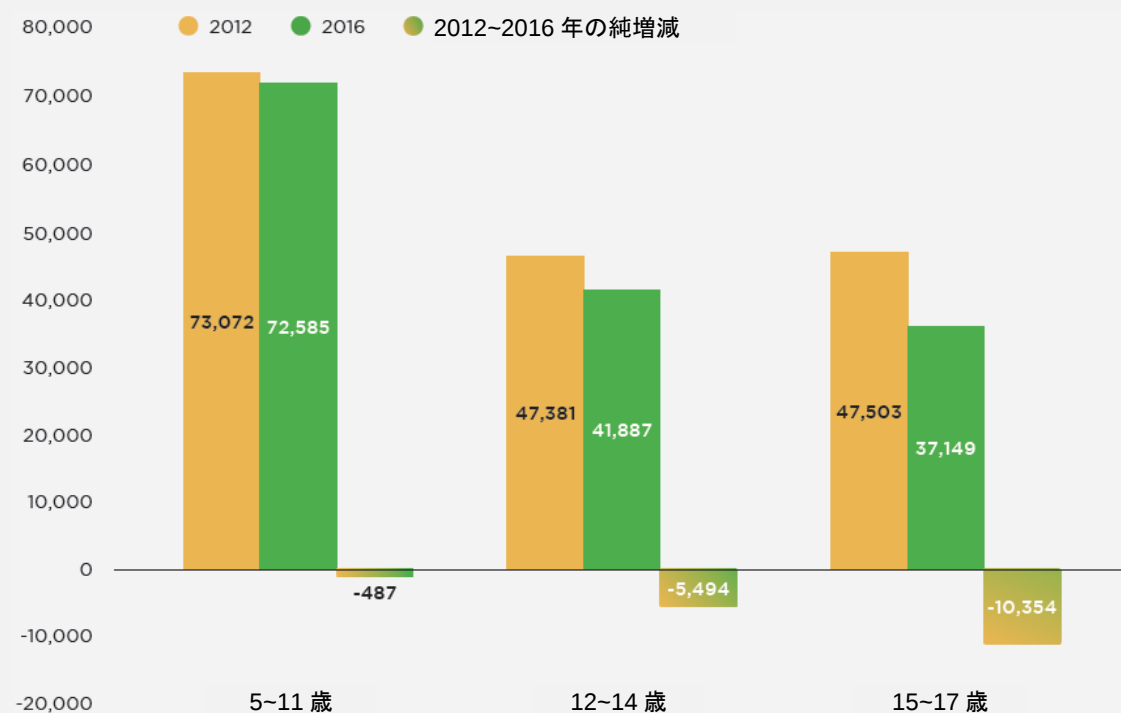
最近の前進は、幼い子どもほど停滞

最新の世界推計から浮上するもうひとつの懸念として、2012年から2016年にかけて、比較的若い子どもについての前進が極めて滞っていることが挙げられる。図 12a にあるとおり、児童労働に従事する5歳から11歳の子ども数は、2012年から2016年にかけて50万人未満と、1%足らずしか減少していない。12歳から14歳の年齢層では600万人の純減と、より大きな前進が見られているが、15歳から17歳の年齢層ではさらに著しい進展が見られ、児童労働に従事する者の数は1,000万人も減少した。この年齢別パターンは、危険有害労働についてさらに顕著に見られる。事実、危険有害労働に従事する5歳から11歳の子ども数は、最近の4年間でまったく減少していない。

図 12

児童労働削減の年齢別前進

児童労働に従事する子どもの数、年齢層別、2012 年と 2016 年の比較



子どもの年齢が上がるほど、農業部門の重要性は低下

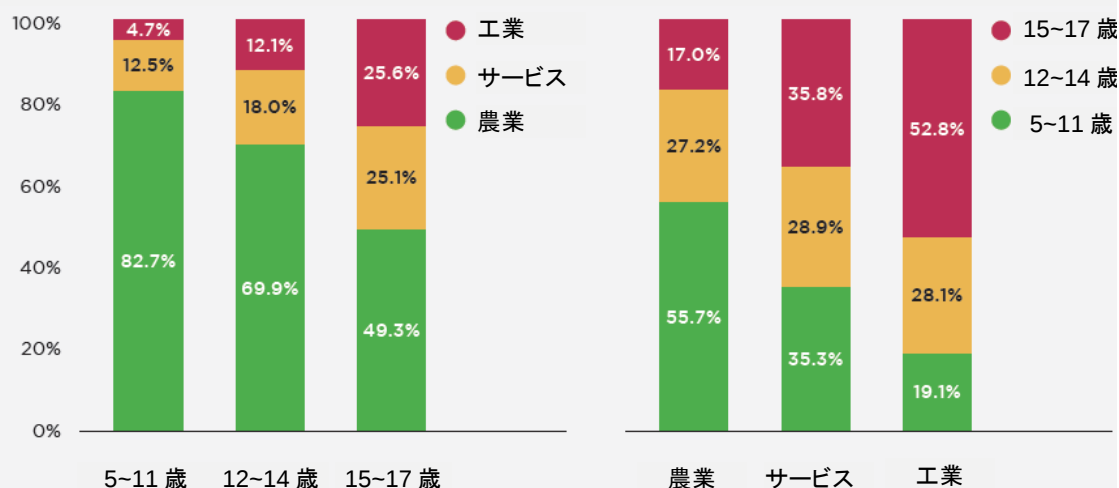
農業は、5 歳から 11 歳の最も若い子どもが児童労働状態に陥る主な出発点となっており、事実、その 83%がこの部門で働いている。子供の年齢が上がるにつれ、農業の相対的重要度は低下し、サービスと工業部門の児童労働がともに相対的重要度を増してくる。15 歳から 17 歳の年齢層になると、農業が占める割合は半分を切り、残りをサービス部門と工業部門が占めるようになる（図 13a を参照）。各部門内でも、児童労働の年齢別構成は大きく異なる。図 13b はこれを単純化したものだが、農業部門の児童労働は比較的若い子どもが主体であるのに対し、工業部門での児童労働は特に年齢の高い子どもが多く、サービス業の児童労働では、3つの年齢層の子どもがほぼ同じ割合で見られる。

図 13

児童労働の部門別・年齢別構成

(a) 各部門の児童労働構成比、年齢別

(b) 各年齢の児童労働構成比、部門別



児童労働に従事する子どもの中には依然として、就業最低年齢を超える子どもが多数存在

最近の前進は、15歳から17歳の子どもについて最も顕著に見られるが、この年齢層の男子2,400万人と女子1,400万人の計3,800万人近くが、児童労働に従事している。15歳から17歳の全就業者のうち、危険有害労働に従事する者は42%である。上述のとおり、この年齢層の子どもが従事する仕事は、他の年齢層よりも多様であり、農業に従事する者が半数を占める一方で、残りの半数はサービス業と工業にほぼ半分ずつ従事している。15歳から17歳の子どもは就業最低年齢を超えているため、年齢が若すぎるという理由から児童労働者に数えられているわけではないことを想起すべきである。このような子どもが児童労働の範疇に入るのは、その仕事が身体的又は精神的に子どもの健康や福祉を損なっているか、損ないかねないからである（パネル1も参照）。この基本的な事実は、国別の統計によっても裏づけられている。児童労働に従事する15歳から17歳の子どもは、同年代のその他の就業している子どもよりも仕事に関する疾病や怪我の犠牲になることが多いと示されている。また、こうした子どもは15歳から17歳のその他の就業者よりも、学校を中退することが多くなっており、これが将来の社会的上昇や、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）確保の見通しに悪影響を与えている¹⁶。

1.6 ジェンダー別特徴

表 6

児童労働と危険有害労働のジェンダー別特徴

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの数と割合、男女別・年齢層別、2016 年

		児童労働に従事する子ども 数(千人)		危険有害労働に従事する子ども 数(千人)	
			%		%
男子	5-11 歳	39 402	8.7	11 029	2.4
	12-14 歳	24 582	13.3	10 208	5.5
	15-17 歳	23 537	12.9	23 537	12.9
	5-17 歳	87 521	10.7	44 774	5.5
女子	5-11 歳	33 183	7.8	7 992	1.9
	12-14 歳	17 035	10.0	6 147	3.6
	15-17 歳	13 612	8.0	13 612	8.0
	5-17 歳	64 100	8.4	27 751	3.6

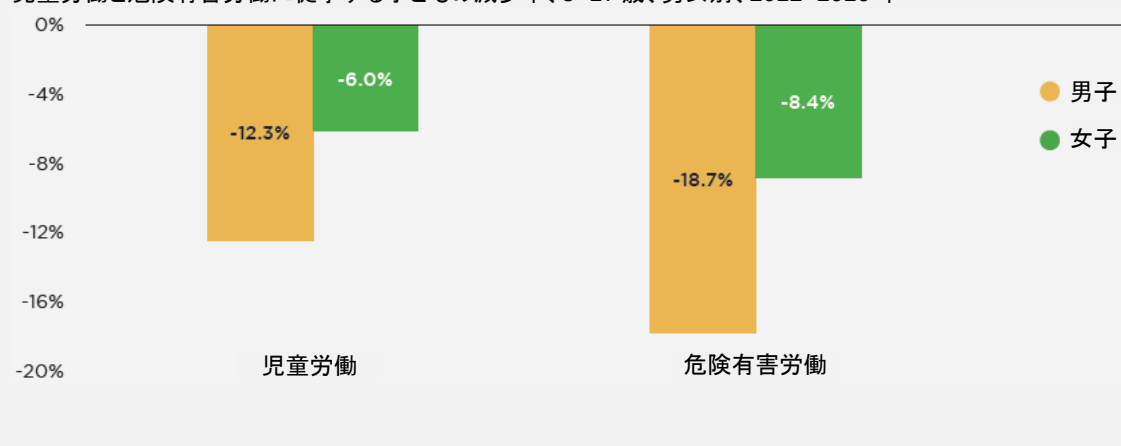
男子は女子よりも児童労働に従事する危険性が高いと見られるが、これは女子による労働の過少報告が一因である可能性も

男子は女子を児童労働者数で 2,300 万人、危険有害労働従事者数で 1,700 万人、それぞれ上回っている。違う観点から見ると、男子は児童労働に従事する子ども全体の 58%と、危険有害労働に従事する子ども全体の 62%を占めていることになる。この男女格差は年齢とともに拡大する。この差は 5 歳から 11 歳の年齢層で 1 ポイントに満たないが、12 歳から 14 歳では 3 ポイント、15 歳から 17 歳では 5 ポイントへと広がる。しかし、こうした数字は男子よりも女子の労働を過少評価している可能性もある。これまでの世界推計の報告書でも指摘されているとおり、女子は一般家庭での家事労働など、より目に付かないがゆえに、過少報告されている児童労働形態に多く見られる可能性がある。また、次節で示すとおり、女子は自宅で家事を担当する可能性ははるかに高いが、この労働形態は児童労働推計に含まれていない。さらに、2012 年から 2016 年にかけて、女子の児童労働の減少幅が男子の半分にすぎないため（図 14 を参照）、児童労働における男女格差が縮まっていることも特筆に値する。危険有害労働についても、概して同じようなパターンが見られた。

図 14

児童労働と危険有害労働の減少に関する男子と女子の差

児童労働と危険有害労働に従事する子どもの減少率、5-17 歳、男女別、2012~2016 年



児童労働の部門別構成に関し、男女間に大きな差なし

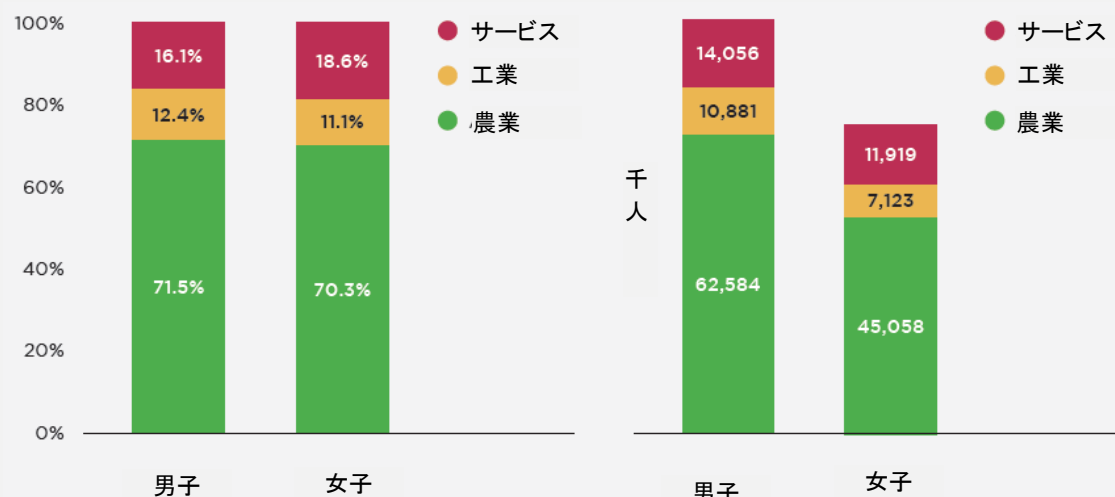
児童労働に従事する男子は、農業と工業で働く可能性がやや高い一方で、児童労働に従事する女子は、サービス業で働く可能性が若干高い（図 15a を参照）。しかし、児童労働における男女の見かけ上の類似性は少なくとも部分的に、我々が幅広いマクロ部門しか見ることができないという事実起因する。事実、さらに詳細な国別の情報を見ると、仕事をさらに小さな部門に分類した場合、ジェンダー関連の差異が大きくなることが分かる。例えば、女子は多くの状況で、男子よりもサービス部門に分類される家事労働に従事することが多い。同じ職場で働いていたとしても、男女で大きく異なる職務を受け持ち、それぞれ独特の危険や危害に晒されることもある。例えば家族経営農場では、男子が機械の操作や鋭利な道具の使用、化学薬品の塗布などで大きな責任を担うことが多く、四肢の切断、切り傷や火傷、農薬中毒その他の健康上の悪影響を被る危険性が高くなっている。一方、女子は水汲みや薪集め・運搬の役割を担うことが多いため、筋骨格系障害や過労、性的虐待の危険性が高い¹⁷。

図 15

児童労働の部門別構成に関する男子と女子の差

(a) 児童労働の部門別構成比、%、5~17 歳、男女別

(b) 児童労働の部門別内訳、絶対数、5~17 歳、男女別



1.7 家事への関与

表 7

家事への関与

家事に携わる子どもの数、男女別、年齢層別、週労働時間別、2016 年

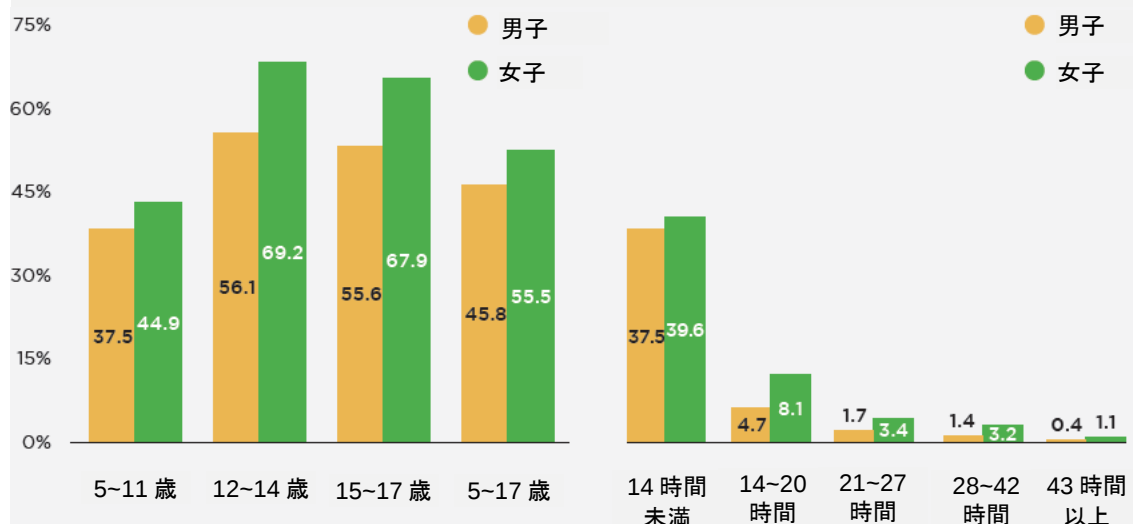
週労働時間	男子 (年齢層)				女子 (年齢層)				合計 (年齢層)	
	5-11	12-14	15-17	5-17	5-11	12-14	15-17	5-17	5-17	
14 時間未満	145 133	82 392	79 400	306 925	154 519	81 543	67 439	303 501	610 427	
14~20 時間	14 214	12 126	12 487	38 827	19 455	19 814	23 107	62 377	101 204	
21~27 時間	4 744	4 376	4 768	13 888	7 408	8 350	10 556	26 313	40 201	
27~42 時間	4 366	3 788	3 691	11 844	6 459	7 397	10 829	24 686	36 530	
43 時間以上	1 310	1 123	970	3 403	1 752	2 510	3 787	8 049	11 451	

家事とは、兄弟姉妹の世話や、病気、要介護、障害者又は高齢の家族の介護、掃除と簡単な家庭内修繕、炊事と配膳、洗濯とアイロンがけ、及び家族の通勤や通学の送り迎えなど、自分の家庭のために、その家庭内で行われる活動を指す¹⁸。より専門的な用語で言うと、家事とは、家庭の構成員が自分の家庭内で消費される家庭内の個人的サービスを生産することと定義される。家事は「非経済的」生産形態であり、国民経済活動測定のために国際的に合意された標準的指針の総体である国連版経済計算体系から除外されている¹⁹。

図 16

家事への関与

(a) 週 1 時間以上、家事に携わっている子どもの割合 (b) 家事に携わる子どもの割合、週労働時間・男女別合、年齢層・男女別



女子は男子よりも、自宅で無給の家事に携わる可能性が大きい

2016 年の世界推計で初めて行われた子どもの家事への関与に関する推計を見ると、家事の責任は極めて幅広く見られ、5~17 歳の子ども 8 億人が毎週、何らかの時間を家事に費やしている。女子はどの年齢層を取っても（図 16a を参照）、1 週間当たりの時間数のどの区分を取っても（図 16b を参照）、男子よりも家事に携わることがはるかに多く、女子がほとんどの社会で、この種の労働により大きな責任を担わねばならないという一般的な想定が裏づけられている。

女子は家事に携わる時間が長すぎる可能性も大きい

健康上や安全上の危険を伴わず、適度な時間に限って行われる家事は、子どもの通常生活の一部であり、子どもの社会化にとって有益でさえあるという議論を展開することは可能である。よって、児童労働の観点からは、子どもが毎週、家事に費やす時間が過剰であるかどうかという問題のほうが重要となってくる。しかし、何をもって「過剰」とみなすかについては、まだ議論が続いており、どれだけの時間を家事に費やせば過剰になるのかを規定する法的規範又は統計的基準に関する合意はできていない。何をもって長時間の家事とみなすのかを定義するうえで、最も重要なのは、子どもの教育に与える影響である。

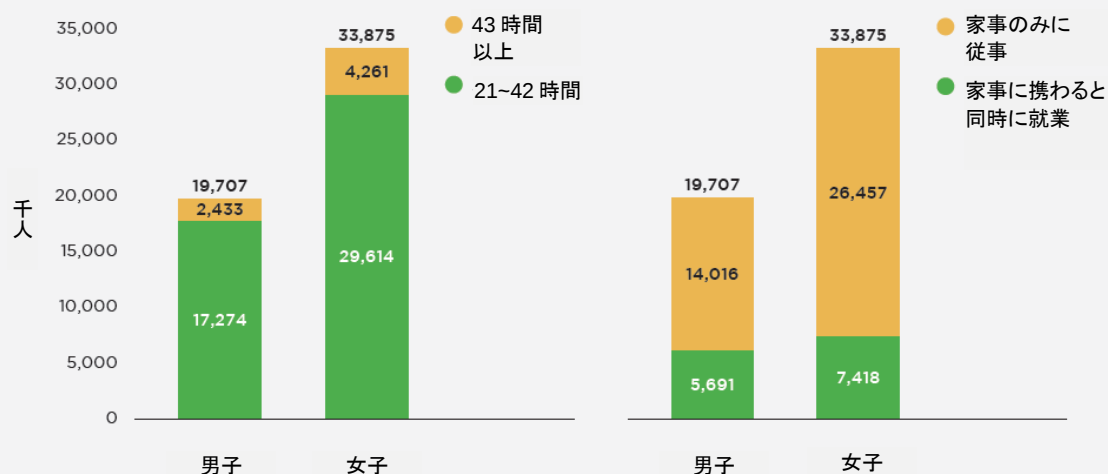
5 歳から 14 歳で、家事に携わる時間が週 21 時間以上となっている子どもは 5,400 万人いるが、初期調査によれば、この時間を超えると、家事が子どもの通学や勉強に悪影響を及ぼし始める（図 17a を参照）²⁰。この中で女子は 3,400 万人と、約 3 分の 2 を占める。5 歳から 14 歳で、家事の時間がこれより多く、1 週間 28 時間を超える子どもは男子 1,100 万人、女子 1,800 万人の計 2,900 万人である。同じ年齢層で、家事の時間が極端に長く、週 43 時間以上に達する子どもも 700 万人近くいるが、女子はその中でも 3 分の 2 を占める。

図 17

子どもの家事への関与

(a) 家事に携わる子供の数、
5~14 歳、時間数・男女別、2016 年

(b) 週 21 時間を超えて家事に携わる子供の数、
5~14 歳、就労状況・男女別、2016 年



家事に携わる子どもの多くは経済活動にも従事

もちろん、家事と経済活動は必ずしも相いれないわけではない。多くの子どもは日常生活の一部として、両方の活動に従事している。新たな推計を見ると、家事に毎週、多くの時間（21 時間以上）を費やしている子どもにさえ、これが当てはまる。絶対数で 4 分の 1 に相当する 1,300 万人の子どもは、経済活動にも従事しているため、さらに多くの時間を毎週、労働に割かねばならず、その結果として勉強の時間を確保することがさらに難しくなっている（図 17b を参照）。こうした形で二重労働の義務を負っている子どもも、男子より女子のほうが多い。

1.8 児童労働と教育

児童労働はしばしば、教育からの隔絶と関連づけられる

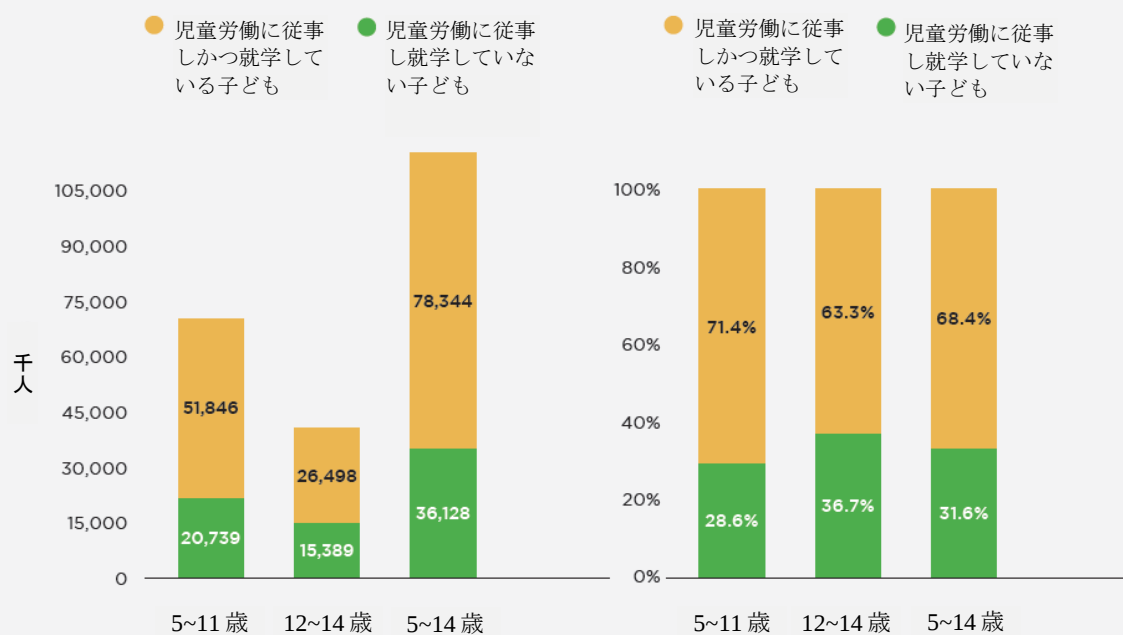
最新の世界推計は、学校教育と児童労働の関係にも初めて取り組んでいる。学校教育は、児童労働が子どもの将来のディーセント・ワークや持続可能な生活の見通しに与える影響を決定づける最も重要な要因のひとつだからである。図 18 に示すとおり、推計によれば、児童労働に従事する子どもの中には、まったく教育を受けていない者が極めて多い。5 歳から 14 歳までの年齢層を見ると、児童労働に従事する子ども全体の 32% に相当する 3,600 万人が学校に通っていない。

図 18

児童労働と就学

(a) 児童労働に従事する子どもの数、5~14 歳、就学状況別、2016 年

(b) 児童労働に従事する子どもの割合、5~14 歳、就学状況別、2016 年



児童労働により、子どもが学校に通えていても教育に支障を来すおそれ

児童労働に従事する子どもは、特に学校に通えないおそれ大きいと見られるが、そのほとんど（5 歳から 14 歳までの児童労働に従事する子どもの約 68%）は、実際に学校に通っている（図 8b を参照）。しかし、このことは児童労働と教育が両立する証拠と解釈すべきではない。学校に通っている子どもも、児童労働状態にあることで教育上、不利な立場に置かれていることを示唆する研究結果が相次いでいるからである。仕事に必要な時間と労力は、子どもが授業を受けることによって教育上の恩恵を得たり、授業以外の自習時間を確保したりする能力を阻害する。その結果、児童労働に従事する子どもは相対的に成績が悪く、進級という点でも働いていない同学年の子どもに後れを取る傾向にある²¹。よって、児童労働の教育上のコストも、教育と児童労働の両立可能性も、就学状況だけで測ることはできない。

第 2 部:2025 年までの道のり

ILO による児童労働の世界推計は、実質的な前進が見られることと、まだ任務が完了していないことをともに明らかにしている。ILO が児童労働の監視を始めた 2000 年からの 16 年間で、児童労働には劇的な減少が見られた。2016 年の時点で児童労働に従事する子どもは、対 2000 年で 9,400 万人近く減っている。しかし推計によれば、2025 年までに児童労働に終止符を打つという野心的な目標の達成に向け、まさに大幅な加速が必要となっている最近の 4 年間に、減少のペースが大幅に低下していることも分かる。引き続き大きな課題が残っており、最新の推計は全世界の子どものほぼ 10 人に 1 人に相当する 1 億 5,200 万人の子どもが、引き続き児童労働に従事していることを示している。

持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット 8.7 で、国際社会は、児童労働対策を加速することを改めて約束した。政府や労使団体その他の当事者は、あらゆる形態の児童労働を根絶する必要性に合意し、以前からこの目標の実現に取り組んでいる。ターゲット 8.7 は、2025 年までに児童労働を根絶することを謳い、この取り組みの完了にはっきりとした期限を設けている。

2016 年に、ターゲット 8.7 に従い、強制労働、現代の奴隷制、人身取引及び児童労働に終止符を打つための世界的パートナーシップとして「8.7 連合」が発足した。8.7 連合は、これらの課題を単独で解決できる当事者ではなく、かつ、幅広い利害関係者の専門知識を活用しない限り、児童労働の根絶は加速できないことを認識している。

ILO は 8.7 連合の発足以来、これを支援するとともに、志を同じくするパートナーと連携し、児童労働の根絶を加速させることを引き続き約束している。現在は 8.7 連合の事務局を務めており、この関係で全世界での幅広い 8.7 連合の会合を支援してきた。ILO は 8.7 連合のメンバーと協力し、ターゲット達成に向けた行動の加速、調査の実施と知識の共有、革新の推進、及び資源の増強と活用という 8.7 連合の 4 つの目標すべてに取り組んでいる。

政府と労使団体という、三者間の社会対話は引き続き、適切かつ対応力のある国内・部門別公共政策の策定において鍵を握る。影響を受ける人々とそのコミュニティのニーズを満たす実効的な政策、すなわち労働市場や企業開発、社会的保護、教育を含む公共サービス、及び労働におけるあらゆる基本的権利の保護に関する政策は、生産年齢の成人と若者のディーセント・ワークを可能にし、あらゆる形態の児童労働根絶に道を開くことになる。

2.1 政策対応の構築

現在の状況から、2025 年までに望まれる状況へと歩を進めるためには、どうすればよいのか。実際の経験や調査、影響評価が充実してきたおかげで、児童労働対策において最も重要となる全般的な戦略や政策について、かなり多くのことが分かってきた²²。

児童労働の複雑性からして、唯一の答えも単純な答えも存在しない。児童労働が一連の経済的、社会的諸力の産物であることは分かっているため、こうした諸力に配慮せずに問題に取り組んでも、成功する可能性は低い。つまり、児童労働は単独の孤立した問題として扱うのではなく、より幅広い社会政策に主流化させねばならないということである。また、経験上、児童労働に取り組む万能のアプローチが存在しないことも分かっている。むしろ、戦略的対応は児童労働の存続を許すさまざまな状況に適応させる必要がある。その中には、児童労働に従事する子どもの多くの生活に影響している国家の脆弱性や武力紛争といった状況も含まれる（パネル 2 を参照）。また、気候変動関連の自然災害や経済のインフォーマル化、急速な都市化、世界的サプライチェーンへの依存といった状況もそれぞれ、子どもを児童労働から守るという点で特有の課題を突き付けている²³。

これまでの経験と調査は、教育、社会的保護、労働市場及び労働基準に関する幅広い政策に児童労働問題を主流化させることが、児童労働対策の前進に特に重要であることを示唆している。教育は世代間の貧困連鎖を断ち切ることに役立つとともに、児童労働に代わる価値ある選択肢を提供する。社会的保護は、衝撃に対応する戦略として、家庭が児童労働に頼らねばならない事態を防ぐことに役立つ。適切に設計された労働市場政策は、児童労働に対する需要を削減することと、教育への投資で成人期のディーセント・ワークへの見通しを改善できるようにすることの両方に役立つ可能性がある。

国際基準と国内労働法令は、国家が子どもたちを保護する義務を正式なものとして明言している。そして、児童労働の明確な定義と、これに取り組む各国の行動原則を定めている。児童労働に関する ILO 条約は高い妥当性を保っており、批准国の数も増えている。181 カ国が批准する 1999 年の ILO 最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）²⁴は ILO 史上、最も速いスピードで批准された条約である。現在、全世界の 5 歳から 17 歳までの子どもの 99.9% 超が、この条約の適用対象となっている。170 カ国が批准する 1973 年の ILO 最低年齢条約（第 138 号）は現時点で、世界の子どもの 80% を対象としている。

無償で質の高い公教育をさらに普及させること。就業最低年齢まで無償で質の高い義務教育を確保することは、児童労働に終止符を打つうえで鍵を握る手段である。これによって親には子どもの教育に投資する機会が与えられると同時に、このような投資を価値あるものにすることができる。就学により、子どもは少なくとも 1 日の数時間、児童労働を免れ、ディーセント・ワーク、そしてさらに一般的には健康で生きがいのある暮らしに必要な技能や知識を身に着けることが可能になる。教育は世代間でも極めて大きな影響を与える。教育を受けることができた子どもは、自分たちの子どもの教育にも投資する可能性が高いからである。

しかし、顕著な前進が見られるにもかかわらず、すべての子どもが少なくとも就業最低年齢（義務教育の終了と整合する年齢に設定すべき）まで学校に通えるようにするためには、まだ多くの障害が残っている。子どもを職場から教室へ連れ戻し、そこに留まらせるために効果があると分かっている施策に投資することが、依然として必要である。こうした施策としては、学校教育の無償化に加え、書籍や制服、通学に必要な追加費用の回避が挙げられる。また、貧困家庭向けの現金給付や、出生届などに関連づけた経済力を問わない普遍的な給付を支給し、子どもの就学の間接的費用を相殺するという策もある。しかし、課

題は費用だけにとどまらない。子供を学校に留め、勉学の成果を確保するためには、質の高い教育も必要である。この関連での優先課題としては、働きがいのある人間らしい労働条件と労働における権利尊重に恵まれた専門的で有能な教職員を確保すること、障害や特殊な教育ニーズを持つ子どもを含め、男女がともに安全で質の高い学習環境を享受できるようにすること、これまで正規の学校教育が受けられなかった年長の子どもたちに、質の高い補習教育の機会を提供すること、及び児童労働と就学に関する法律の一貫性と適切な執行を確保することが挙げられる。

土台を含む社会的保護制度の構築と拡張。児童労働は、貧困やリスク、衝撃に関連する家計の脆弱性が大きな牽引要素となっているが、こうした脆弱性の緩和には社会保障が欠かせない。しかし、ILOの推計によると、世界人口の70%を超える50億人超が、十分な社会的保護を受けられていない。このことから、弱い立場に置かれた家族が対処メカニズムとして児童労働に頼ることを防ぐため、社会的保護の土台を構築する必要性が依然としてあることが分かる。2012年のILO社会的な保護の土台勧告（第202号）は、この点での取り組みにとって重要な枠組みを提供している。2006年の世界推計の報告書では、現金支給制度が児童労働対策に有効であることについて論じたが、それ以来、その証拠となる事例が多く生じている²⁵。しかし、社会的保護の手段は現金給付にとどまらない²⁶。ILO勧告では、児童労働への対処能力を高める形で導入が必要なその他の手段も多く明らかにされている。公共職業安定プログラムや医療保障、失業対策、高齢者の所得保障はいずれも、充実した社会保障制度の重要な要素となりうる。適切な少額融資や小規模保険をはじめとする社会的金融制度も、弱い立場に置かれた家庭が金融市場を利用し、直面する危険に部分的に備えられるようにするうえで、重要な補完的役割を果たしうる。出生届は、それ自体が重要な人権であると同時に、これらすべての領域で保障を確保するうえで欠かせない出発点でもある。

労働市場政策と規制。児童労働と若年雇用という問題の間には、密接な連関がある。児童労働によって教育を受けられなかったり、妨げられたりした子どもは、収入を得られる職を得るのに必要な技能基盤を欠いたまま青年期を迎えるため、失業したり、危険で有害な状況で賃金が低く不安定な仕事に就かねばならなくなったりするおそれがある。早すぎる時期から働いていたことで生じる健康上の問題により、脆弱性がさらに高まることも多い。しかし、この因果関係が逆向きに働くこともある。若年期又は成人期に雇用の見通しが暗ければ、子どもの教育への投資を控える誘因にもなりうる。子どもを学校に入れてもほとんど見返りを得られないと考える親は、その代わりに早くから働かせることを選びかねないからである。

雇用促進と包摂的成長を図る全般的戦略の枠内で、若年雇用問題に取り組む政策が数多くあることは、経験が示すとおりである。具体的には、職業・技術訓練制度の構築、見習訓練の機会拡大、労働市場制度の強化、求職訓練と支援の提供、若者による起業の奨励などの積極的な労働市場政策が挙げられる。若年雇用に向けた取り組みは、働く若者が均等な処遇を受け、虐待や危険への曝露から保護されるようにするため、労働における若者の権利の確保を幅広く強化する枠組みの中で実施されるべきである。また、インフォーマル化の拡大、世界的サプライチェーンにおける労働者の権利保護、技術その他の要因による仕事の世界の変化など、労働市場におけるより幅広い課題への取り組みにも統合されるべきである²⁷。

児童労働者の親は、労働市場と社会政策の策定、実施及び評価に実効的な発言権を有するような労働組合や団体、機構に加入できない労働者や小規模生産者であることが多い。特にインフォーマル経済の労働者を組織、代表するうえでは、労働組合はしばしば大きな困難を抱えており、労組がその団体交渉上の立場を強化するとともに、労働者やその共同体

に対し、児童労働を予防、根絶する手段として強力な代表性を提供できるようにするためには、革新的な仕組みが必要だという認識が高まっている。

国際労働基準に合致する法制の確保も欠かせない。2017年6月にインドがILO第138号及び第182号条約を批准したことで、ほとんどの子どもが第182号条約の適用対象となるとともに、第138号条約の適用対象も世界の子ども全体の80%に達した。しかし、どの加盟国による批准も、単なる第一歩であることに変わりはない。この約束を行動へと移すことは、はるかに大きな課題であり、将来的な取り組みも引き続き、ここに焦点を置かねばならない。また、結社の自由、及び団体交渉権や差別からの自由の実効的な認識を含め、その他の労働者の基本的権利を守るため、法的制度を広げることも欠かせない。児童労働と、その他労働者の基本的権利の侵害が密接な関係にあることが判明しているからである。

2.2 年齢、ジェンダー、地域の考慮

児童労働に効果的な対策を講じるためには、上記の幅広い政策全般を通じ、その年齢別、男女別及び地域別の重要な側面に取り組むことが必要となる。

年齢：児童労働に従事する子どもの半数弱は12歳未満であるが、特に過去4年間では、この年齢層についての前進が滞っていると見られることから、これら特に弱い立場に置かれた子どもたちに引き続き配慮することが欠かせない。児童労働と教育からの隔絶が密接に関係しているという事実は、質の高い公教育を就業最低年齢未満のすべての子どもに提供するための取り組みが引き続き重要なことを物語っている。また、学校から仕事への移行を成功させることが重要であると同様に、幼児期から学校への移行を成功させることも重要である。それ以降の施策の成否が、この第一歩にかかっているからである。さらに、農業だけでなく、工業やサービス業で、就業最低年齢を超える子どもたちが従事する危険有害労働にも、改めて注意を向けなければならない。15歳から17歳の子どもは、児童労働、若年雇用及び労働安全衛生という点で共通する関心の対象であるにもかかわらず、この複雑な背景を有する年齢層はこれまで、いずれの分野においても、滅多に優先課題とされてこなかった。この状態を変えねばならない。若者を危険で有害な仕事から取り除くか、職場で若者が直面する危険で有害な諸条件を取り除くことを目指す総合的な戦略が必要である。このような戦略には、危険で有害な児童労働を離れた若者に適切な支援サービスと、ディーセント・ワークを確保するための第二のチャンスを与える措置を含めるべきである。2012年の若年雇用に関するILO総会決議は²⁸、労働安全衛生に関する基準や慣行とともに、政府や社会的パートナーが危険有害労働に従事する若者のニーズに取り組む国内政策を策定する際の指針とすることができる。

ジェンダー：本報告書では、この4年間の児童労働対策の進展が、女子よりも男子について速く進み、その結果として、児童労働への関与における男女格差が縮まったと述べた。この結果は、子どもが仕事に出されるかどうかが決まるうえでジェンダーが果たす役割に取り組む政策措置に、引き続き意味があることを明らかにしている。子どもにどのような仕事が期待されるか、及び子どもが働くときにどのような危険に直面するのかに関し、さらに有用な情報を入手する必要がある。そうすれば、よりジェンダーに配慮しながら、こうした問題に取り組む政策を策定できよう。本報告書は、子どもの自宅での家事への関与の推計を初めて提示したという点で、新たな領域に踏み込むものとなっている。女子が不釣り合いに重い家事責任を負っていることを示す調査結果も、児童労働政策において検討すべき重要なジェンダー上の懸念を惹起する。

地域：アフリカは、引き続き特に優先度の高い地域である。この地域では前進が滞っているため、児童労働対策で世界の他の地域にさらに後れを取るようになった。アフリカにおいては、児童労働の多くが家族経営の農業で見られる。よって、この地域で前進を図るためには、家族経営農場が子どもの労働に依存せざるを得ない原因となっている要因に取り組むことが欠かせない。しかし、アフリカを重視するあまり、他の地域での取り組みをおろそかにしてはならない。世界の各地域には、それぞれ独自の優先順位や課題があり、児童労働でどの子どもも取り残されないようにするためには、これらにそれぞれ取り組まねばならない。依然として児童労働に従事する子どもの数自体を減らすという意味では、最も人口の多いアジア太平洋地域が重要となる。南北アメリカでは、各国間でも各国内でも、均等な前進は見られておらず、先住民の子どもを含む大きな集団が取り残されている。欧州・中央アジアは、児童労働のほとんどが若者による危険有害労働となっている点で際立っている。アラブ諸国の多くでは、脆弱性や危機により、子どもが極端な形態の搾取や虐待を特に受けやすいという特徴が見られる。

2.3 知識基盤の構築

政策と介入が児童労働に及ぼす影響に関する情報は、常に必要である。現金給付を除き、児童労働関連の政策領域における介入の有効性に関する情報はあまりにも少なく、これが政策展開を妨げている²⁹。この知識の不足は、投資された金銭の使い道が適切だったことを国際社会に実証することを困難にしており、将来の資源配分に関する決定を妨げている。

概して、気候変動や移住、不平等、都市化、仕事の世界の変化など、より幅広いグローバルな課題が児童労働に対して持つ意味合いについて、さらに知識を充実させる必要がある。また、児童労働が職場での差別や、結社の自由と団体交渉に対する制限など、その他の労働者の基本的権利の侵害とどのように結びついているのかについても、より多くを把握することが必要である。

政策の焦点を効果的に絞るためには、危険有害労働以外の最悪の形態の児童労働に従事する子どもに関し、さらに有用な情報を入手する必要もあるが³⁰、その際には、子どもの強制労働と武力紛争により影響を受けた子どもの分野ですでに実施された調査を土台とし、危険有害労働以外の最悪の形態の児童労働を測定するために、ILO その他の機関が開発したツールを用いるべきである³¹。

これまでの長足の進歩にもかかわらず、児童労働に関するデータと統計の分野についても、まだ不足がある。児童労働に関するデータは、開発途上国の多くについても入手できるようになったが、進歩を監視するために、データ収集の定期性と一貫性を確保する必要がある国は依然として多い。こうしたデータのニーズは、開発途上国以外にも見られる。中所得国の中には、就業最低年齢未満の労働に関するデータの収集又は公表を止めてしまった国がある一方で、多くの高所得国は、児童労働が存続しているという事実が確認されているにもかかわらず、児童労働に関するデータを収集したことがない状況である。

2.4 国際協力とパートナーシップ

8.7 連合には、労働における基本的自由、原則及び権利を推進する幅広い総合的戦略の一環として、2025 年の目標達成期限までに児童労働をなくすため、各国政府による取り組みを支援するうえで果たすべき重要な役割がある。多くの国では、必要な行動の費用が政府の手持ち資金をはるかに超過しているため、自助努力に任せていたのでは、児童労働に関する目標を達成することはできない。よって、児童労働対策を成功させるためには、ILO 第

182 号条約の第 8 条の精神に基づく、国際的な協力やパートナーシップ、援助が欠かせない。国連機関その他の多国間・二国間機関、国際 NGO 及びその他の様々な関係者集団にはいずれも、この点で果たすべき重要な役割がある。児童労働に終止符を打つための投資は、計り知れない見返りをもたらす。児童労働という重荷から解き放たれた子どもたちは、教育、余暇及び健全な発育に対する権利を全面的に実現し、より幅広い社会・経済開発、貧困撲滅及び人権のために欠かせない基盤をもたらすからである。

附録: 方法論

ILO の児童労働の世界推計で、児童労働測定の出発点となるのは、5 歳から 17 歳の就業している子どもである。就業している子どものうち、危険有害業種に指定された業界で働く子どもはまず、他の経済活動分野で雇用される子どもから区分される。本報告書の関連で、指定危険有害業種とは、鉱業・採石業（ISIC 第 4 版コード 05-09）と建設業（ISIC 第 4 版コード 41-43）である³²。

次に、その他の経済活動分野に従事する子どものうち、指定危険有害職種に關与する子どもを特定する。指定危険有害職種とは、ILO の児童労働の世界推計では、ISCO-88 コード 313、322~323、516、614~615、711~713、721~724、731~732、811~816、821~823、825~829、832~834、911~912、915~931 及び 933 に定めるものを指す³³。

次に、危険有害業種にも危険有害職種にも携わっていない子どものうち、基準となる週間に長時間労働を行った者を抽出する。世界推計上、長時間とは基準となる週間中の労働時間が 43 時間以上であることを指す。この 43 時間という基準は、以前の ILO の世界推計で用いられたものと同じである。この時間数は、各国の国内法で定める通常の労働時間（ほとんどは 40~44 時間）の中間値とほぼ一致する。

次のステップとして、指定危険有害業種・職種によっても、長時間労働によっても捕捉できない、その他の危険有害労働条件に晒されていた子どもを抽出する。この作業は、夜間や極端な温度下での労働など、危険有害労働条件に関し詳細なデータが収集されている国別調査のみを基に行う。

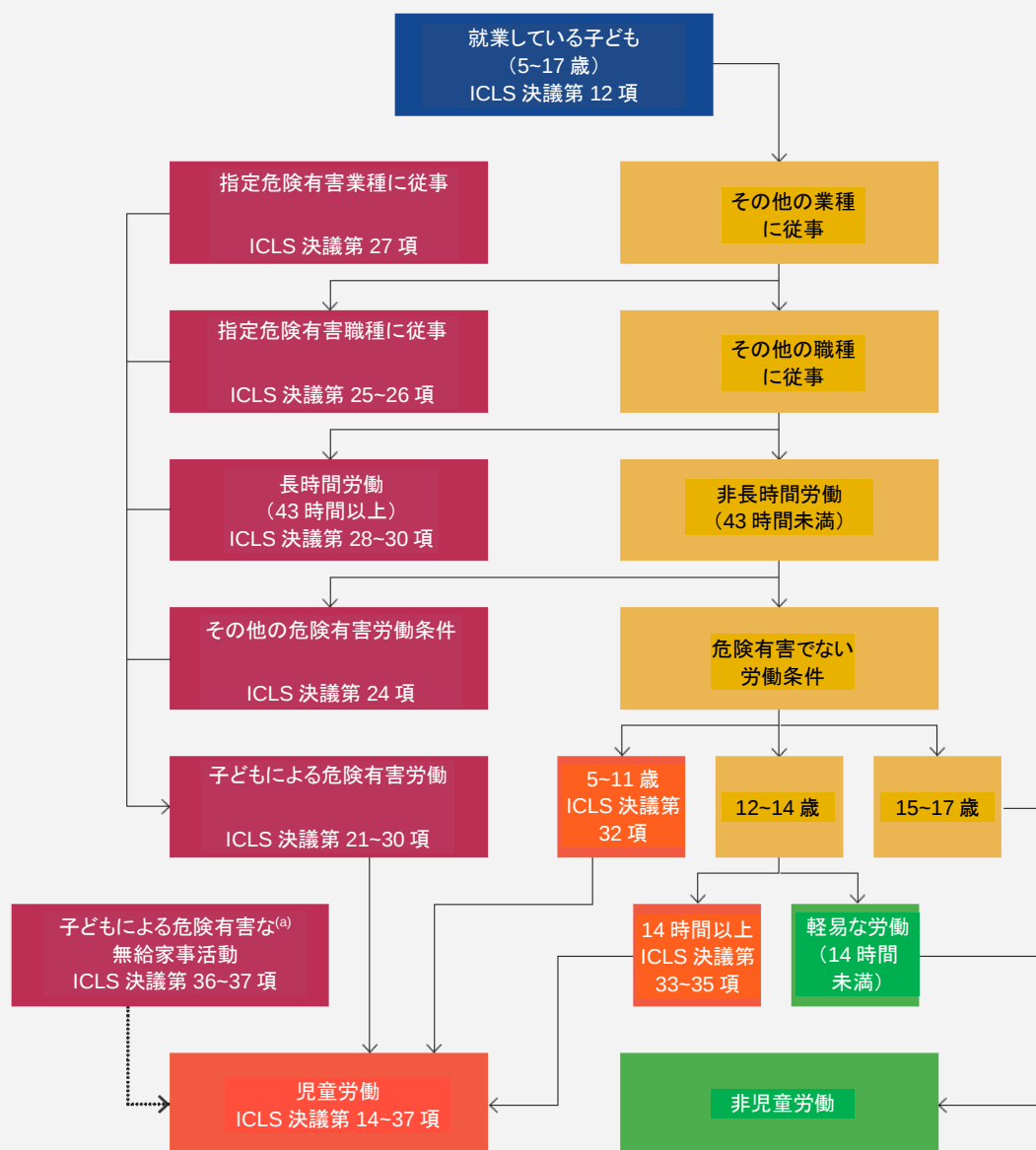
指定危険有害業種で働く子ども、危険有害職種に従事する子ども、長時間労働の子ども、及びその他の危険有害条件で働く子どもの総計が、危険有害労働に従事する子どもの合計数に相当する。

図 20 に示すとおり、児童労働の最終的推計は、危険有害労働に従事する子どもの数にさらに 2 つの類型を追加することで算出する。すなわち、何らかの雇用形態で働く 5 歳から 11 歳の子どもと、労働時間が週 14 時間以上の 12 歳から 14 歳の子どもがそれである。この 14 時間という基準は、許容される軽易な労働と、許容される軽易な労働とはみなしえない他の作業を隔てる境界線である。以前の ILO の世界推計でも、同じ基準値が用いられた。この時間は、平日と休日の両方を含む 1 週間の 1 日当たり 2 時間の労働に相当する。

現段階で、危険有害な無給家事サービスに従事する子どもを抽出するために、労働時間その他の基準を定めようとする試みはなされていない。この複数属性による分類の意図は、無給の家事サービスに従事する子どもの数と特徴に関する一般的な情報を提供するとともに、必要な場合、危険有害な無給家事サービスに従事する子どもを特定するうえで、異なる基準を用いた場合の影響について検討することにある。

図 19

2016 年の児童労働の世界推計の概念枠組み



出典：ILO-IPEC. Hagemann F., et al. *Global child labour trends 2000 to 2004*, ILO International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC), Geneva, ILO, 2006 (児童労働統計に関する ILO 決議関連箇所)。Report of the Conference. 18th International Conference of Labour Statisticians (ICLS). Document ICLS/18/2008/IV/FINAL. Geneva, 24 November-5 December 2008.

注：(a) 無給家事サービス(第 18 回 ICLS 決議第 15 項(c)、第 36 項及び第 37 項にあるもの)の関連上、この「危険有害な」という表現には実際には、教育への支障要因その他、第 138 号条約に基づく 18 歳の最低年齢が要求され、第 182 号条約により禁じられる最悪の形態の児童労働として含まれる「危険有害な」経済活動(ICLS 決議第 17 項(d)の対象となるもの)よりも幅広いその他の基準が含まれることがある。

2016 年の児童労働の世界推計には、計 105 カ国の国別データセットが用いられた。データは各国の家計調査から抽出されている。データの大半(81 セット)は、対象参照期間の

2012年から2016年に関するものである。但し、全世界の児童労働の地理的多様性をより十分に反映させるため、場合により、これより早い時期のデータも用いた。各国データの一覧は『児童労働の世界推計の方法論、2012-2016』の附録2に掲げるとおりである³⁴。2012年の推計では53カ国75の国別データセット、2008年の推計では50カ国60の国別データセットが用いられたことと比較すると、今回のデータは大幅に増大している。

国別データセットの出典別内訳を見ると、各国統計局との連携により、米国労働省からの追加的財政支援を得てILOが実施した児童労働調査（CLS）から抽出した国別データセットが24、UNICEFの援助を得て実施された複数指標クラスター調査（MICS）から抽出した国別データセットが17、主としてUSAIDからの資金提供で実施された人口保健調査（DHS）から抽出したデータセットが17、労働力調査（LFS）その他の各国家計調査から抽出したデータセットが17、そして最後に、Eurostat規則に基づき実施された各国のLFSから抽出されたデータセットで、15歳から17歳の子どもに対象を限定したものが30となっている。

地理的対象範囲を見ると、入手したデータセットは5~17歳の子ども11億人をカバーしているが、これは全世界の当該年齢層の子どもの約70%に相当する。先の2回の世界推計に比し、カバー率は一気に高まっている（2008年は44.4%、2012年は53.1%）。世界の全地域が網羅されているほか、OECD諸国と中国のデータも初めて加えられた。

各地域と世界の児童労働推計は、国別データセットの外挿により導き出された。一般的に、すべての国と地域のうちの一部をカバーした形による地域と世界の推計は、データのない国と地域に数値を帰属させ、その結果を地域別と全世界の合計に加えることにより実施できる。もうひとつの手法として、データが入手できる国を、すべての国と地域の中から何らかの確率で選んだ標本とみなすことも可能である。この手法を用いる場合、入手できる国別データセットに外挿加重を適用することにより、地域別推計と世界推計を算出する。

データが入手できる国をすべての国の確率標本とみなすという考え方は、ILOの初回の児童労働の世界推計作成の試みで導入された。当時は、世界推計に使える国別データセットのある国に限られており、全体の過半数を占めるデータがない国に数値を帰属させることは非効率かつ不適切と考えられたからである。

しかし2016年になると、何らかの形で児童労働に関するデータセットを入手できる国が大幅に増え、データのない国のほうが少数となった。よって、データのない国に数値を帰属させるという第1の手法を用いることもできたかもしれない。しかし、今回は比較対照性の観点から、第2の外挿アプローチを維持する決定が下された。このアプローチは今回の世界推計が最後となるかもしれない。

推計手順は、整合された国別データセットの標本を、各国が当該地域の子どもの全体数に占める割合に応じて加重することにより、地域別と世界の数値に外挿するという形で進められた。加重係数は、男女別と年齢層別に算出され、ベンチマークとなる2016年の国連の人口推計と予測に整合するよう較正されている。

2016年の児童労働の世界推計は、その標準誤差を評価したうえで、就学に関する国連教育科学文化機関（UNESCO）のデータと、複数年のデータセットがある一部の国々における児童労働の国内趨勢と比較されている。年齢層の整合に用いた方法論も、2カ国の国別データに基づき評価されている。これら方法論上の主題の各々に関する詳細はすべて『児童労働の世界推計の方法論』で閲覧できる³⁵。

最後になったが、この最新の推計は、子どもの家事への関与、児童労働と就学の関係、及び児童労働に従事する子どもの労働時間について、初の世界推計を提供するという画期的

な成果を成し遂げたという点を明らかにしておくことも重要である。また特に重要な児童労働指標の地域別、男女別の内訳も、初めて提示されている。

文末脚注

-
- ¹ ILO and Walk Free Foundation: *Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage* (Geneva, International Labour Organization, 2017)
- ² ILO: *Methodology of the global estimates of child labour*, (Geneva, International Labour Organization, 2017)
- ³ ILO and Walk Free Foundation: *Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage* (Geneva, International Labour Organization, 2017)
- ⁴ ILO: *The end of child labour: Within reach, Global Report under the follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, Report of the Director-General, Report I (B), International Labour Conference, 95th Session, Geneva, 2006.
- ⁵ ILO: *Methodology of the global estimates of child labour*, (Geneva, International Labour Organization, 2017)
- ⁶ The exception is the Europe and Central Asia region, which ranks second highest in terms of the share of children in hazardous work but fourth highest in terms of the share of children in child labour. This is because almost all child labourers in the region are adolescents involved in hazardous work.
- ⁷ This report makes use of the new regional classification system developed by ILO-STAT. However, as we do not have historical estimates for the Africa region, we revert to the previous regional grouping – sub-Saharan Africa – for the purpose of assessing trends.
- ⁸ For a review of the literature in this area, see ILO: *World Report on Child Labour: Economic vulnerability, social protection and the fight against child labour* (Geneva, ILO, 2013).
- ⁹ Blanco F.; Guarcello. L.; Rosati F.C.: “Child labour among Syrian refugees in Jordan” (*Mimeo*, 2017).
- ¹⁰ See, for example, UNICEF and Save the Children Foundation, *Small hands heavy burden: How the Syria conflict is driving more children into the workforce*, 2 July 2015 (https://resourcecentre.savethechildren.net/node/9161/pdf/sciunicefchildlabourreport_july2015.pdf); and the Terre des hommes International Federation, *Child Labour Report 2016, Because we struggle to survive: Child Labour among Refugees of the Syrian Conflict*, June 2016 (https://terredeshommes.it/pdf/abstract_ITA_Rapporto_Bambini_Lavoratori_Siria_2016.pdf).
- ¹¹ *Inter-agency Guidance: Supporting the Protection Needs of Child Labourers in Emergencies*. ILO and Plan International, Child Labour Task Force of the Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, 2016.
- ¹² The services subsectors of most relevance for child labour include: hotels and restaurants, wholesale and retail trade (commerce); maintenance and repair of motor vehicles; transport; other community, social and personal service activities; and domestic workers.
- ¹³ The industry subsectors of most relevance for child labour include construction, mining, and manufacturing.
- ¹⁴ ILO and Walk Free Foundation: *Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage* (Geneva, International Labour Organization, 2017)
- ¹⁵ The concept “forced or compulsory labour” is any work or service that is exacted from any person under the threat of a penalty and for which the person has not offered himself or herself voluntarily. It can occur where work is forced upon people by state authorities, by private enterprises or by individuals. For more details on methodology and underlying data, see: ILO and Walk Free Foundation: *Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage* (Geneva, International Labour Organization, 2017).
- ¹⁶ Guarcello L.; Lyon, S.; Rosati, F.C.; Valdivia C: *Adolescents in hazardous work: Child labour among children aged 15–17 years*, Understanding Children’s Work Programme, working paper series, Rome, 2016.
- ¹⁷ ILO: *Gender and child labour in agriculture* (http://www.ilo.org/ipe/areas/Agriculture/WCMS_172261/lang--en/index.htm).
- ¹⁸ ILO: *Unpaid household services and child labour*, 19th International Conference of Labour Statisticians (ILO, Geneva, 2013).
- ¹⁹ See Resolution II concerning statistics of child labour in: ILO: *Report of the Conference, 18th International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 November–5 December 2008*. ICLS/18/2008/IV/FINAL (ILO, Geneva, 2009).
- ²⁰ See, for example, Dayioğlu, M.: *Impact of Unpaid Household Services on the Measurement of Child Labour*, MICS Methodological Papers, No. 2, Statistics and Monitoring Section, Division of Policy and Strategy, UNICEF, New York, 2013; and Lyon S.; Ranzani M.; Rosati F.C.: *Unpaid household services and child labour, Understanding Children’s Work Programme*, working paper series, Rome, 2013. It

should be stressed, however, that there are no agreed legal or statistical norms governing work-hour thresholds in the measurement of household chores.

²¹ See, inter alia, Emerson, P.M., Ponczek V.; Portela Souza, A.: “Child Labor and Learning,” in *Economic Development and Cultural Change*, University of Chicago Press, (2017, vol. 65(2), January), pp. 265–296, and the literature cited therein.

²² For a detailed review of evidence see: (1) ILO: *Joining forces against child labour – Inter-agency report for the Hague Global Child Labour Conference* (Geneva, 2010); (2) ILO: *World Report on Child Labour: Economic vulnerability, social protection and the fight against child labour* (Geneva, 2013); and (3) ILO: *World Report on Child Labour: Paving the way to decent work for young people* (Geneva, 2015).

²³ The implications of these global challenges on policies in the child labour sphere are discussed in detail in the 2017 ILO World Report on Child Labour (forthcoming).

²⁴ As of 7 August 2017.

²⁵ See, for example, de Hoop, J.; Rosati, F.C.: *Cash transfers and child labor*, Understanding Children’s Work Programme, working paper series, Rome, 2014.

²⁶ ILO, 2013. *World Report on Child Labour: Economic vulnerability, social protection and the fight against child labour*. International Labour Office, Geneva. <http://www.ilo.org/ipeinfo/product/download.do?type=document&id=19565>.

ILO, 2014. *World Social Protection Report 2014/15: Building economic recovery, inclusive development and social justice*. International Labour Office, Geneva. http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_245201.pdf ; <http://www.social-protection.org/gimi/gess/ShowTheme.action?th.themeId=3985>.

ILO, forthcoming. *World Social Protection Report 2017-19: Universal social protection to achieve the Sustainable Development Goals*. International Labour Office, Geneva.

²⁷ The ILO Future of Work Initiative, launched in 2017, aimed at helping to promote improved understanding of, and policy responses to, the major changes occurring in the world of work.

²⁸ ILO: *The youth employment crisis: A call for action*, resolution and conclusions of the 101st Session of the International Labour Conference, Geneva, 2012.

²⁹ For further information on impact evaluations relating to child labour, see De Hoop, J.; Rosati, F.C.: *The Complex Effects of Public Policy on Child Labour*, Understanding Children’s Work Programme, working paper series, Rome, 2013.

³⁰ The worst forms of child labour other than hazardous refer to Article 3(a)–(c) of ILO Convention No. 182: “(a) all forms of slavery or practices similar to slavery, such as the sale and trafficking of children, debt bondage and serfdom and forced or compulsory labour, including forced or compulsory recruitment of children for use in armed conflict; (b) the use, procuring or offering of a child for prostitution, for the production of pornography or for pornographic performances; and (c) the use, procuring or offering of a child for illicit activities, in particular for the production and trafficking of drugs as defined in the relevant international treaties”.

³¹ See, for example, ILO: *Hard to see, harder to count: Survey guidelines to estimate forced labour of adults and children*, the ILO Special Action Programme to combat forced labour (SAP-FL) and the ILO International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC), (Geneva, 2012); and ILO: *Sampling elusive populations: Applications to studies of child labour* (<http://www.ilo.org/ipeinfo/product/download.do?type=document&id=25535>), (Geneva, 2013).

³² UN International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC Rev. 4), <https://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=27>.

³³ ILO International Standard Classification of Occupations (ISCO-88), <http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/isco08>.

³⁴ ILO: *Methodology of the global estimates of child labour*, (Geneva, International Labour Organization, 2017)

³⁵ ILO: *Methodology of the global estimates of child labour*, (Geneva, International Labour Organization, 2017)